

第4期

ゆうきの地域福祉計画

～共に支えあい やさしさをつむぐまち 結城～

令和5年度～令和9年度



令和5年3月
結城市

ごあいさつ

近年、少子高齢化や核家族化の進展などの社会情勢の変化を背景として、地域における支えあいの機能は低下しています。また、引きこもりやヤングケアラーといった顕在化しにくい社会的孤立の問題など地域における課題は複雑化・複合化しており、従来の制度の枠組みにとらわれない包括的な支援体制が求められています。



こうした中、国では、制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、誰もが地域で活躍し、互いにつながり、支えあう「地域共生社会」の実現に向けた改革が進められています。

本市では、平成30年度から令和4年度を計画期間とする「第3期ゆうきの地域福祉計画」に基づき地域福祉を推進して参りましたが、令和4年度をもって計画期間が終了することから、この度、令和5年度から令和9年度を計画期間とする「第4期ゆうきの地域福祉計画」を策定いたしました。

本計画は、市の最上位計画である「第6次結城市総合計画」を地域福祉の面から支える個別計画となり、地域力の強化をめざすとともに制度の分野の垣根を越えて包括的に支援を行う体制の将来像を示すほか、成年後見制度の利用を総合的・一体的に進めるための「成年後見制度利用促進基本計画」を内包するものです。

今後、「地域共生社会」の実現に向け本計画を進めていくためには、市民の皆様を始め、関係機関、団体等様々な組織と、連携・協働することが重要となりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、計画策定にあたり、アンケート調査にご協力をいただきました市民や関係機関及び団体の皆様、様々な視点からご審議をいただきました結城市地域福祉計画推進委員会委員の皆様をはじめ、計画策定にご尽力いただいたすべての皆様に心より感謝申し上げます。

令和5年3月

結城市長 小林 宗

目 次

第1章 計画の策定にあたって	3
1 計画の趣旨と背景	3
2 地域福祉とは	4
3 地域福祉計画とは	5
4 計画の位置付け	7
5 計画の期間	8
6 計画の策定体制	9
7 近年の福祉施策や環境の変化等	10
第2章 結城市の現状	17
1 人口の動向等	17
2 子ども・高齢者・障害者等の状況	19
3 地域を支える活動等の状況	24
4 第3期計画の評価	26
5 アンケート調査結果	29
6 第4期計画に向けて取り組むべき地域課題	45
第3章 計画の基本的な考え方	49
1 基本理念	49
2 基本目標	50
3 計画の体系	51
4 地域福祉圏域の設定	52
5 重層的支援体制整備事業について	54
第4章 地域福祉の推進に向けた取組	57
基本目標1 地域を共に支えあう人づくり	57
基本目標2 誰一人取り残さない支援体制づくり	62
基本目標3 住み慣れた地域で誰もが安心して生活できる地域づくり	68
第5章 成年後見制度利用促進基本計画	81
1 計画策定の背景	81
2 本市の現状	83
3 成年後見制度利用促進に向けて取り組むべき課題	88
4 基本目標	89
5 主な取組	90
6 成年後見制度利用促進のための成果指標	91

第6章 計画の推進に向けて	95
1 計画の推進体制	95
2 進行管理	96
3 目標値の設定	97
資料編	101
1 結城市地域福祉計画推進委員会設置要項	101
2 結城市地域福祉計画推進委員会推進委員名簿	102
3 結城市地域福祉計画ワーキングチーム委員名簿	103
4 用語解説	104

第1章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の趣旨と背景

近年、少子高齢化や核家族化の進展、個人の価値観やライフスタイルの多様化を背景に、地域においては、コミュニティ活動の担い手不足や担い手の高齢化などにより、支えあいの機能は低下しています。

加えて、生活困窮やひきこもりの状況にある家庭、介護や子育てなどの悩みや不安を抱えながらも周囲の協力を得ることができない家庭などが増加しています。

さらに、高齢の親が中高年のひきこもる子どもの生活を支える「8050 問題」や、介護と育児を同時に担う「ダブルケア」、18 歳未満の子どもが家族のケアを担う「ヤングケアラー」の問題など、1つの世帯で複数のリスクを抱える問題が生じています。

国では、これまで高齢者や障害者、子どもなど、各対象を支援するための福祉制度を整備し、支援が必要な人への取組を充実させてきましたが、社会や地域の状況を踏まえ、今後は、制度の枠組みに捉われず一人ひとりが尊重される「地域共生社会」の実現を目指すこととしています。

そのためには、一人ひとりが地域や福祉の課題を「我が事」として捉え、地域に主体的に関わることや、行政をはじめとした専門機関が連携し、包括的な支援体制を整備していくことが求められます。

本市では、第3期計画の策定から5年が経過し、その間、社会福祉法の改正をはじめ、福祉に関する各種法制度の整備・施行が進み、さらには新型コロナウイルス感染症の流行など地域福祉を取り巻く状況が大きく変化しています。

このような中、第3期計画が令和4年度をもって終了することから、国の動向や本市の地域福祉を取り巻く現状と課題を踏まえ、令和5年度から令和9年度を計画期間とする「第4期ゆうきの地域福祉計画」（「第4期結城市地域福祉計画」、以下「本計画」という。）を策定し、市と社会福祉協議会の連携だけでなく、市民、事業所、関係機関などと協力しながら、地域福祉の推進を図ります。



2 地域福祉とは

地域福祉とは、誰もが安心して暮らすことができるよう、住民、行政、社会福祉関係団体などが、ともに助け合い支えあう地域づくりを行うことです。

そのためには、住民一人ひとりが、自分でできることは自分でする「自助」の意識を持つとともに、家族や地域で助け合い支えあう「互助」の考え方を持つことが大切です。

そして、行政には、介護保険や医療保険などの制度化された相互扶助である「共助」の役割が求められるとともに、自助・互助・共助では対応できない生活困窮等の状況に対して支援を行う「公助」の役割が求められます。

本計画では、こうした「自助・互助・共助・公助」のそれぞれの役割分担のもとで相互に補完しあいながら、地域社会を構成するあらゆる人たち(地域における多様な主体)がともに手を携え、自分たちの持っている特性を生かし、地域福祉の推進という共通の目的に向かって計画を推進します。

■本計画における「自助・互助・共助・公助」の考え方



3 地域福祉計画とは

市民と福祉関係の事業者・団体と行政とが力を合わせて地域における生活課題の解決に取り組む仕組みを具体的な形にまとめたものが、市町村が作成する「地域福祉計画」です。地域福祉を推進すること及び地域福祉計画は、以下のとおり、社会福祉法第4条「地域福祉の推進」及び第107条「市町村地域福祉計画」として規定されています。

○社会福祉法より抜粋

(目的)

第一条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉(以下「地域福祉」という。)の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

(地域福祉の推進)

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映せんよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

また、地域福祉に関しては、社会福祉法第 109 条で次のとおり規定される市町村社会福祉協議会が中心となって策定される、地域福祉活動計画もあります。

○社会福祉法より抜粋

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第百九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

地域福祉計画は、市町村における地域福祉に関する全体的な仕組みが記述され、地域福祉活動計画では、地域福祉の具体的な施策が個々に記述されます。従って、地域福祉を効果的に推進するためには、ふたつの計画が車の両輪となり、地域の生活課題の解決に向かって連携・協調しながら推進していくことが重要です。

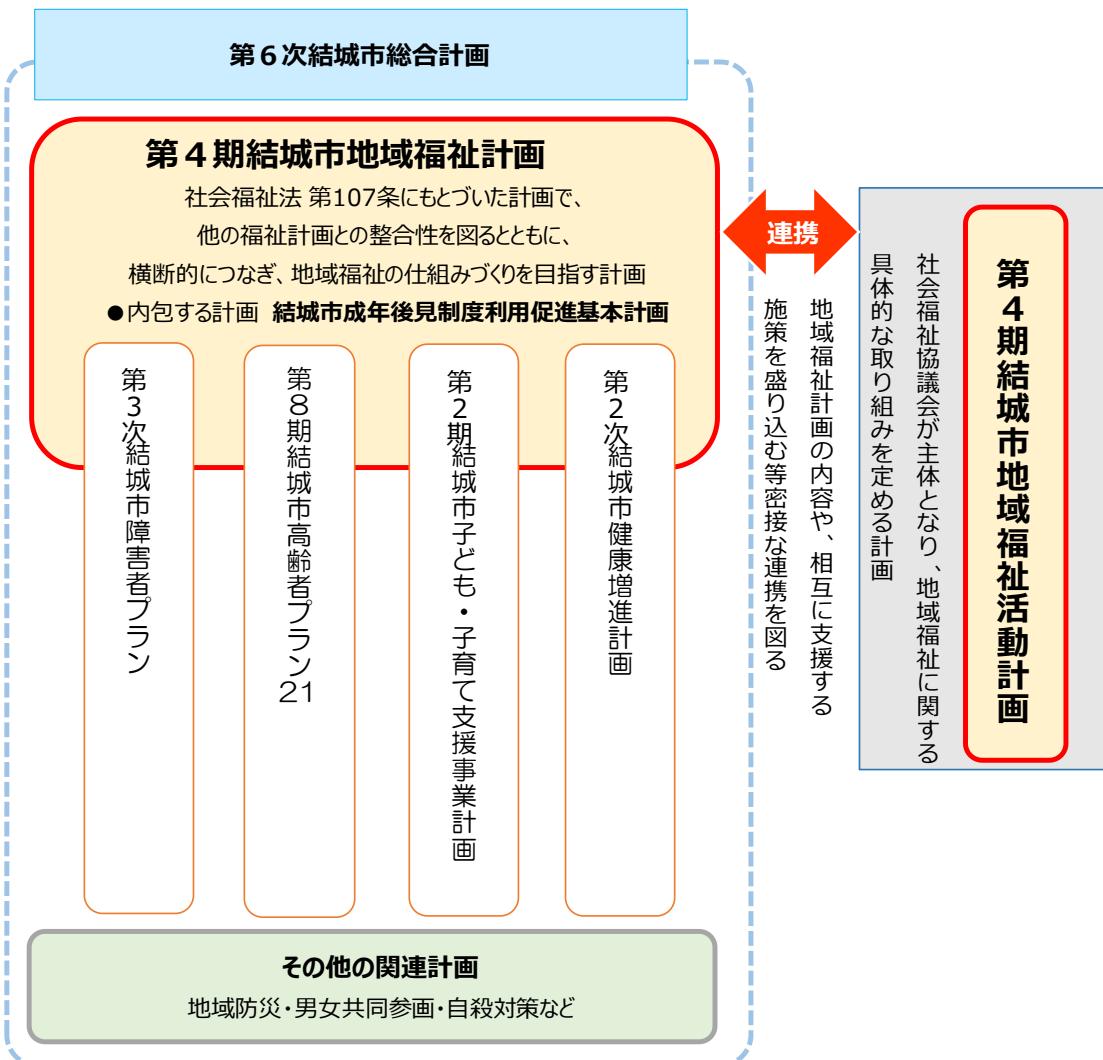
4 計画の位置付け

本計画は、市の最上位計画である「第6次結城市総合計画」を上位計画とし、その目指す将来の姿である「みんなの想いを 未来へつなぐ 活力あふれ文化が薫るまち 結城」の実現を地域福祉の面から支える個別計画です。

また、すべての市民を対象とした福祉計画として、高齢者、子ども、障害、健康、防災などの諸計画とも整合を図るとともに、結城市社会福祉協議会の「第4期結城市地域福祉活動計画」と連携し、地域福祉を推進する計画です。

また、今回の計画策定にあたっては、令和 3 年 3 月に厚生労働省から通知された「市町村地域福祉計画の策定ガイドライン」を踏まえるとともに、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条第 1 項に規定する、市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を一体的に策定します。

■計画の位置付け



5 計画の期間

新たな計画の計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

なお、市を取り巻く状況や、経済、社会、地域の状況の変化など、必要に応じて計画の見直しを行います。

年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10
	第5次結城市総合計画			第6次結城市総合計画（令和12年度まで）							
	第3期結城市地域福祉計画				第4期結城市地域福祉計画 (結城市成年後見制度利用促進基本計画)					次期 計画	
	第1期計画		第2期結城市子ども・子育て支援事業計画				次期計画				
	第7期計画			第8期結城市高齢者プラン21		第9期計画		次期 計画			
	第2次プラン			第3次結城市障害者プラン					次期 計画		
	第2次結城市健康増進計画(前期計画)					第2次結城市健康増進計画(後期計画)				次期 計画	
	第2期計画		第3期計画			第4期結城市地域福祉活動計画				次期 計画	

6 計画の策定体制

(1)策定体制

地域福祉に関する事項を審議するため、市民の代表、福祉に関する団体及び事業者等で構成する結城市地域福祉計画推進委員会を設置し、策定を進めました。



(2)ワーキングチーム・コアチームの実施

計画策定の中心となる関係各課等による作業チームを設置し、課題解決への取組内容や地域福祉推進の方向性を検討しました。

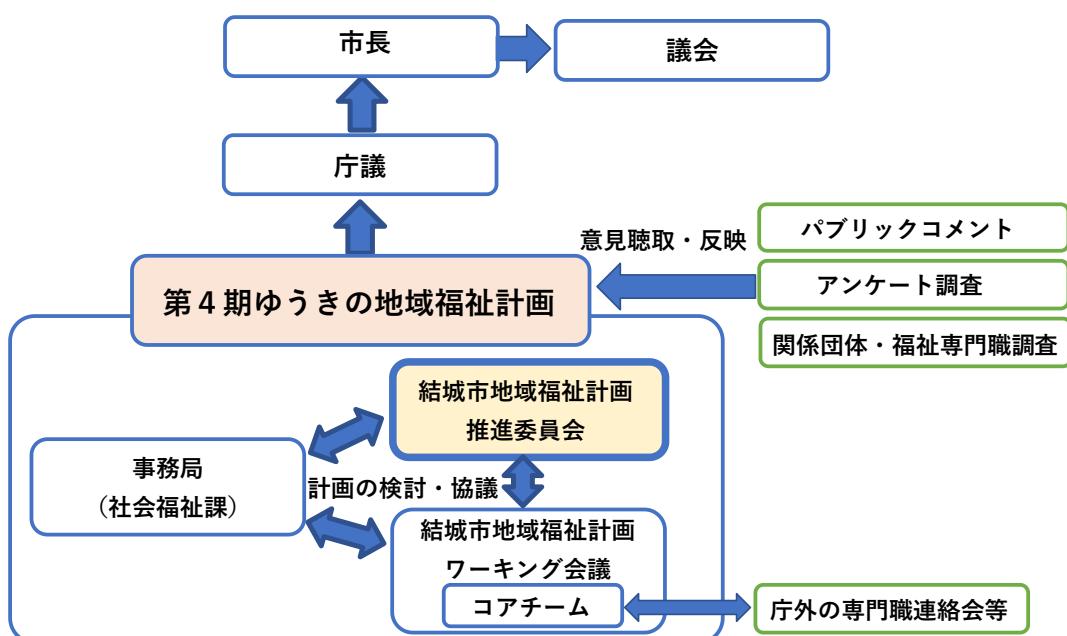
(3)アンケート調査の実施

地域福祉に関する実態や意識を把握するため、市民を対象とした「地域福祉に関するアンケート調査」、民生委員児童委員や市内で活動する団体を対象とした調査や福祉専門職への調査を実施し、ご意見をうかがいました。

(4)パブリックコメントの実施(令和5年1月実施)

本計画の策定にあたり、広く市民から意見を求めるため、パブリックコメントを実施しました。

■計画の策定体制



7 近年の福祉施策や環境の変化等

(1) 地域共生社会の実現に向けた国の動向

国では、「地域共生社会」を目指して、社会福祉法等の改正が行われました。

◇平成29年6月(平成30年4月1日施行)

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」

①区市町村の任意とされていた地域福祉計画の策定が努力義務とされ、福祉分野の各個別計画の上位計画として位置付けられた。

②地域福祉計画に盛り込むべき事項として「包括的な支援体制の整備に関する事項」が示された。

◇令和2年6月(令和3年4月1日施行)

「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」

本人・世帯が有する複合的な課題を包括的に受け止め、継続的な伴走支援を行いつつ、適切に支援していくため、区市町村による包括的な支援体制の構築に向けて、重層的支援体制整備事業(断らない相談支援、社会とのつながりや参加の支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行うもの)を実施することができる旨が示された。

平成27年	「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」報告書	全世代・全対象型地域包括支援体制(新しい地域包括支援体制)が必要と提示
平成28年	「再犯の防止等の推進に関する法律」公布	再犯の防止等に関する施策に関し基本理念を定める
	「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定	「地域共生社会」の実現が明記
平成29年	「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(社会福祉法の一部改正)」公布	包括的な支援体制の整備や分野共通で取り組む項目等が追加
	地域福祉計画策定ガイドライン	計画策定の留意すべき事項や盛り込む視点等を明示
令和元年	「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」最終とりまとめ	包括的な支援体制の構築を推進するため市町村で取り組むべき事業が提案
令和2年	「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」公布	重層的支援体制整備事業が創設

このほか、子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成26年1月施行)、生活困窮者自立支援法(平成27年4月施行)、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年5月施行)等も改正・施行されています。

●地域福祉計画と地域共生社会について

現在、地域社会においては、人々が暮らしていく上での課題が複雑化、複合化している他、少子高齢・人口減少社会が到来し地域のつながりが希薄化しています。

このような社会背景を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現が求められています。

本計画も「地域共生社会」の実現を目指すものとなります。



資料:厚生労働省 地域共生社会のポータルサイト

■「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)

「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程) 【概要】

「地域共生社会」とは

平成29年2月7日 厚生労働省 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

- ◆制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改革改正】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改革改正】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改革改正】

地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化:高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設【29年制度改革・30年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超えて、地域資源(耕作放棄地、環境保全など)と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

地域丸ごとのつながりの強化

専門人材の機能強化・最大活用

実現に向けた工程

平成29(2017)年:介護保険法・社会福祉法等の改正 平成30(2018)年:

- | | |
|---------------------|--------------------------|
| ◆ 市町村による包括的支援体制の制度化 | ◆ 介護・障害報酬改定:共生型サービスの評価など |
| ◆ 共生型サービスの創設など | ◆ 生活困窮者自立支援制度の強化 |

平成31(2019)年以降:

更なる制度見直し

2020年代初頭:

全面展開

【検討課題】

- ①地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策(制度のあり方を含む)
- ②保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方
- ③共通基礎課程の創設 等

資料:厚生労働省

地域共生社会の実現を目指すための体制整備事業として、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の実施が求められています。

今後、個人、近隣、地域住民、事業者及び行政が一体となって地域生活課題を把握・解決していくために、関係機関の役割やつながりを整理し、重層的支援体制をデザインしていく必要があります。

(2)持続可能な地域づくり～SDGs の視点～

平成 27 年9月の国連サミットにおいて、国際的に豊かで活力ある未来を創る「持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)」が示され、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けて取組が進められています。

SDGs の「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現は、社会保障・社会福祉がこれまで進めてきた歩みや「地域共生社会」づくりにつながるものであり、本計画においても、SDGs の 17 の目標における取組を意識し、SDGs の達成に貢献していくことが求められます。

■持続可能な開発目標(SDGs)の概要



資料:外務省ホームページ「JAPAN SDGs Action Platform」

第2章

結城市の現状と課題

第2章 結城市的現状

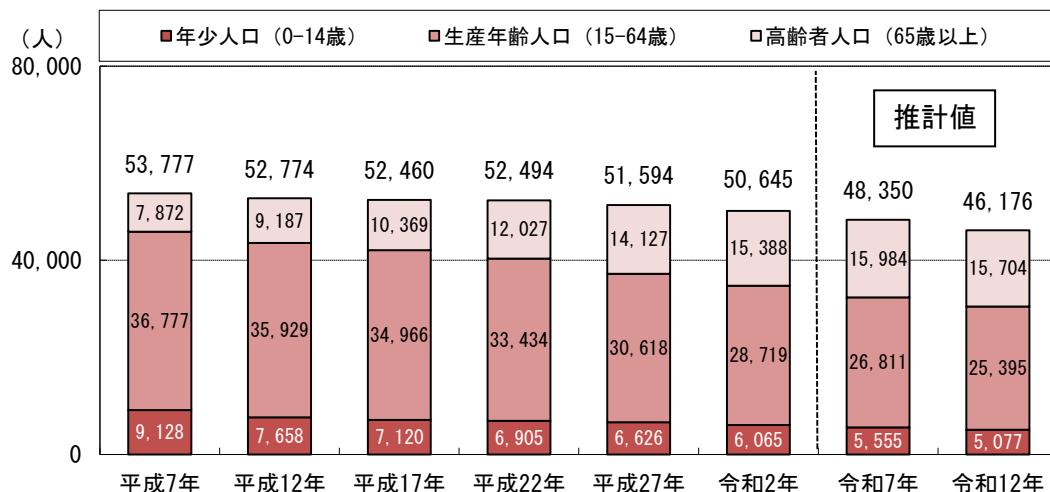
1 人口の動向等

(1) 人口の推移

令和2年国勢調査による本市の総人口は 50,645 人であり、平成7年の 53,777 人に対し 3,132 人減少しています。

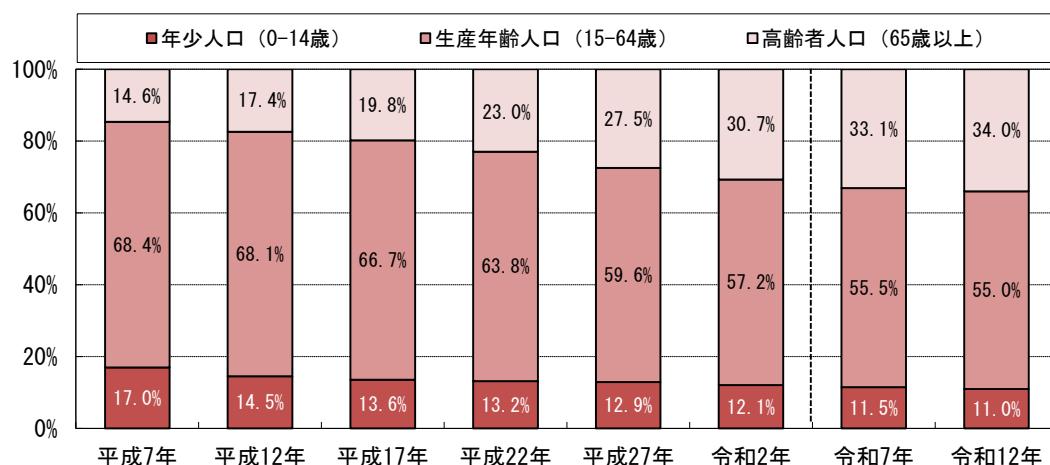
また、年齢3区分の推移をみると、生産年齢人口割合、年少人口割合が年々減少している一方で、高齢者人口割合は増加して、今後も高齢化が進むと予測されます。

○総人口と高齢化の推移



資料：国勢調査（合計値は年齢不詳を含む）、令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所による推計値

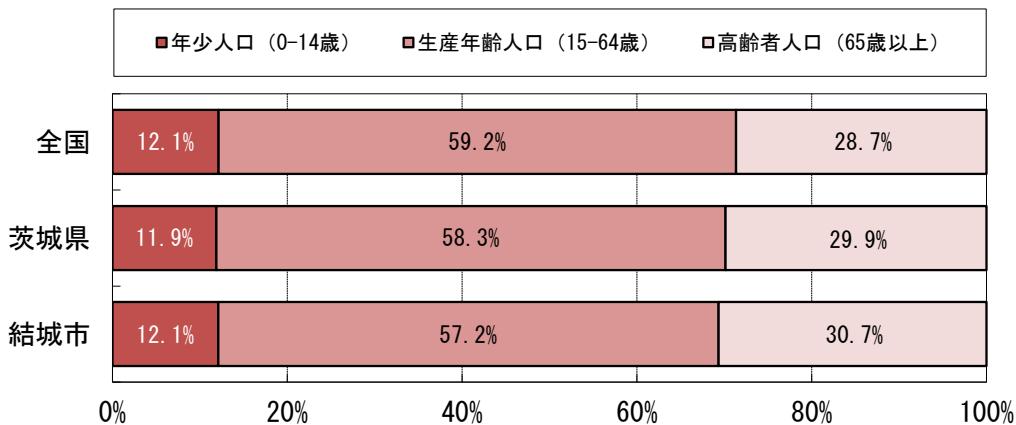
○年齢3区分別人口割合の推移



資料：国勢調査（人口割合は年齢不詳を除いて算出）、
令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所による推計値

さらに、令和2年国勢調査の年齢3区分を全国、茨城県と比較すると、年少人口割合及び高齢者人口割合は全国、茨城県より高く、全国や茨城県より高齢化が進んでいる傾向がうかがえます。

○年齢3区分別人口割合の比較

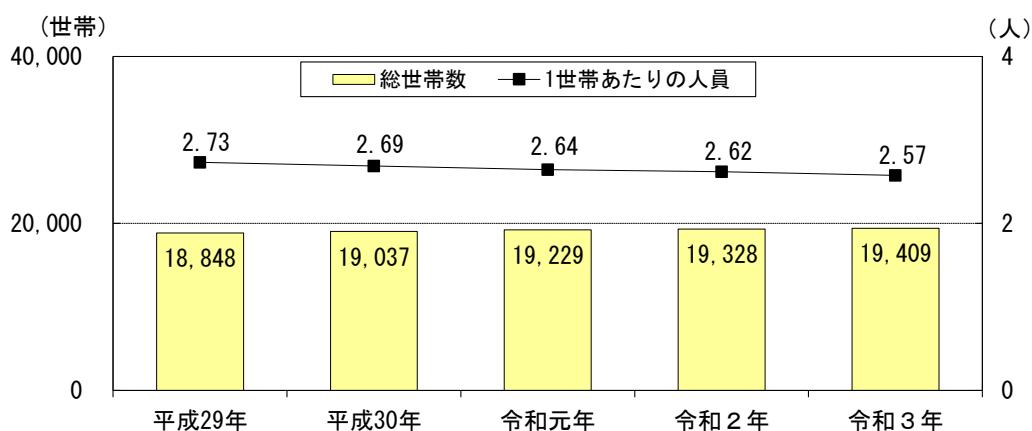


資料：国勢調査（人口割合は年齢不詳を除いて算出）

(2)世帯数の推移

世帯数は、緩やかに増加していますが、一世帯あたりの人員は減少しており、令和3年現在は2.57人と核家族化が進んでいます。

○世帯数の推移



資料：「茨城県の人口」常住人口調査（各年10月1日）、令和2年は国勢調査

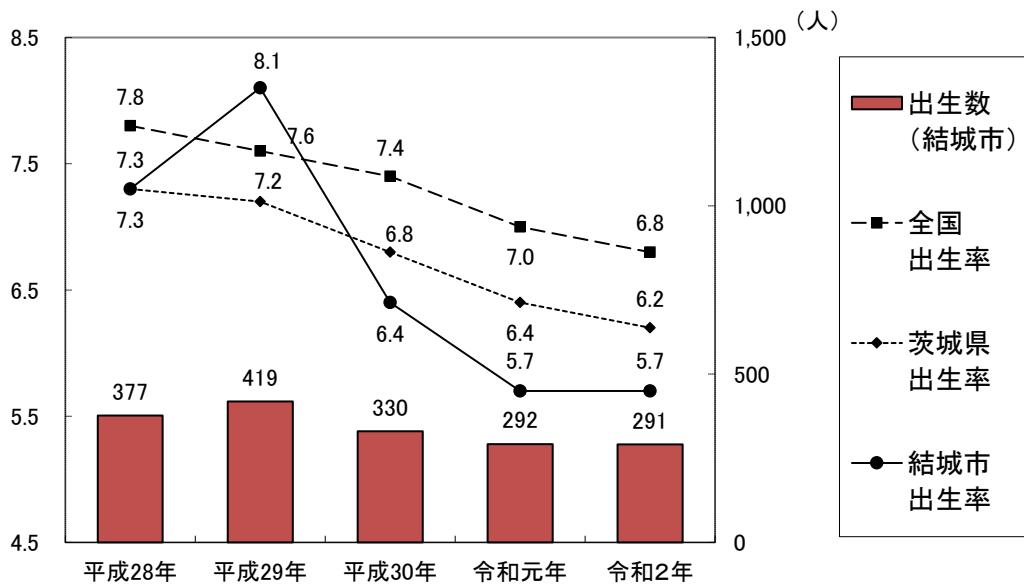
2 子ども・高齢者・障害者等の状況

(1)子どもの状況

本市の出生数は、377人(平成28年)から291人(令和2年)と減少しています。

出生率は、平成29年は全国や県平均を上回ったものの、平成30年以降大きく落ち込んでいます。

○出生数の推移



資料：茨城県保健福祉統計年報

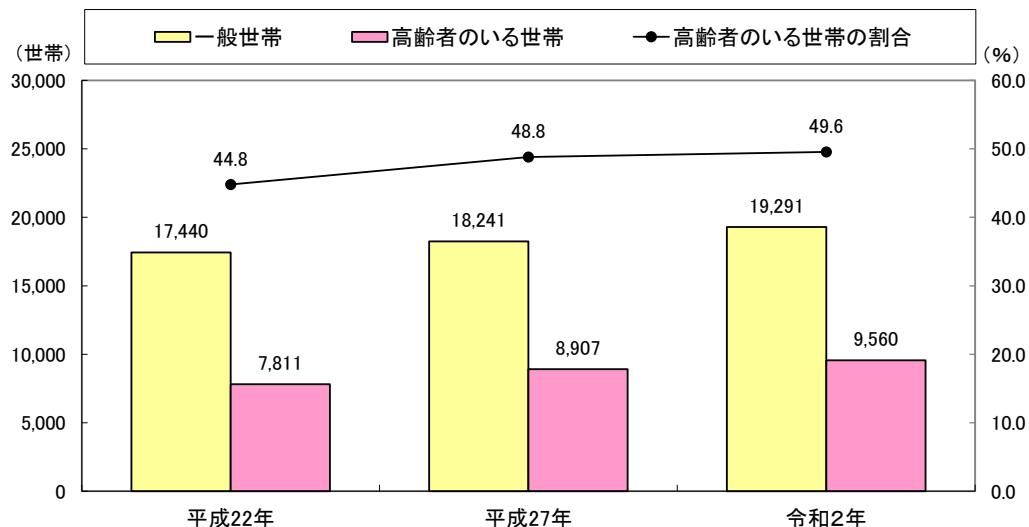
(2)高齢者のいる世帯の状況

本市の高齢者のいる一般世帯総数は 9,560 世帯(令和2年 10 月現在)で、一般世帯に占める割合は 49.6% となっています。

世帯構成については、核家族世帯、単独世帯ともに増加がみられます。

高齢者夫婦のみの核家族世帯は、平成 27 年の 2,020 世帯から、令和 2 年に 2,031 世帯と微増しているものの、核家族世帯に占める割合は減少しています。一方で、高齢者ひとり暮らしの世帯については、平成 27 年の 1,469 世帯から、令和には 1,899 世帯となり、一般世帯を占める割合は 1.7 ポイント増、単独世帯に占める割合は横ばいとなっており、高齢者ひとり暮らしの世帯の増加が進行している様子がうかがえます。

○高齢者のいる世帯数と一般世帯に占める割合の推移



※割合は世帯の家族類型「不詳」を除いて算出しています。

資料：国勢調査

○各世帯の推移

(単位：世帯)

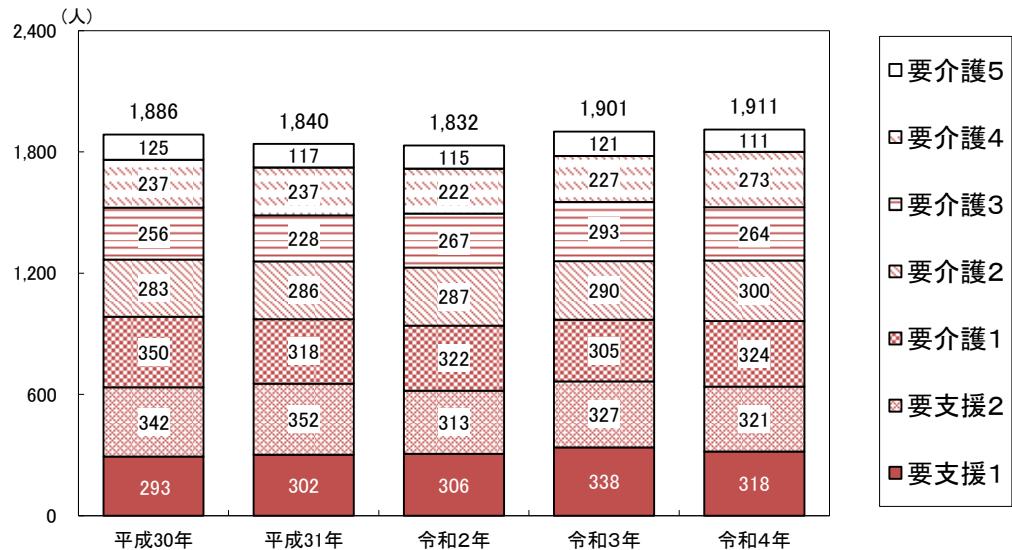
	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
一般世帯総数	17,440	18,241	19,291
核家族世帯			
構成比	57.1%	57.0%	55.8%
高齢者夫婦のみ	1,621	2,020	2,031
構成比(一般世帯)	9.3%	11.1%	10.5%
構成比(核家族)	16.3%	19.4%	18.9%
単独世帯	3,489	4,220	5,459
構成比	20.0%	23.1%	28.3%
高齢者ひとり暮らし	1,035	1,469	1,899
構成比(一般世帯)	5.9%	8.1%	9.8%
構成比(単独世帯)	29.7%	34.8%	34.8%

資料：国勢調査

(3)要支援・要介護認定者の状況

要支援・要介護認定者は、令和2年までは減少傾向にありますですが、令和3年には増加に転じ、令和4年では1,911人となっています。

○要支援・要介護認定者の推移

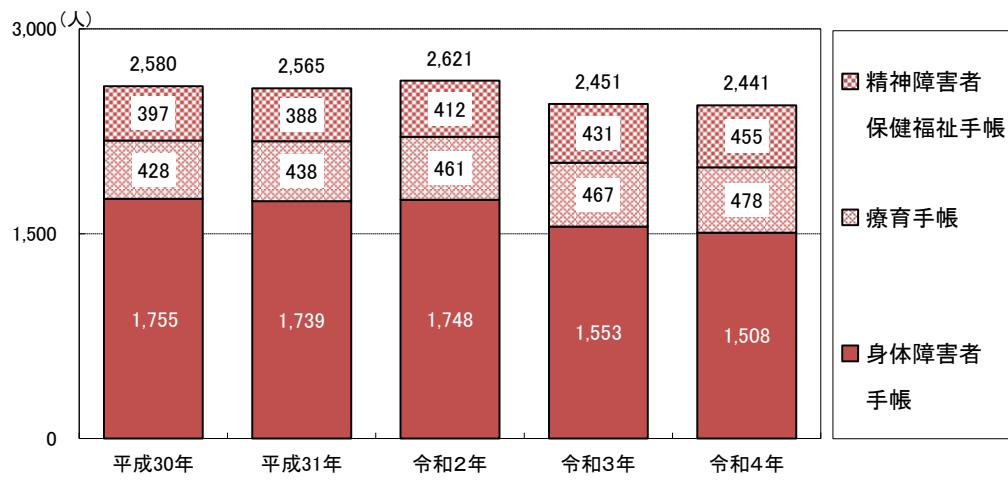


資料：介護保険事業状況報告（各年9月末）

(4)障害者手帳所持者数等の状況

障害者手帳所持者数は、令和2年に2,600人を超えたが、この2年では減少して令和4年は2,441人となっています。

○障害者手帳所持者数の推移

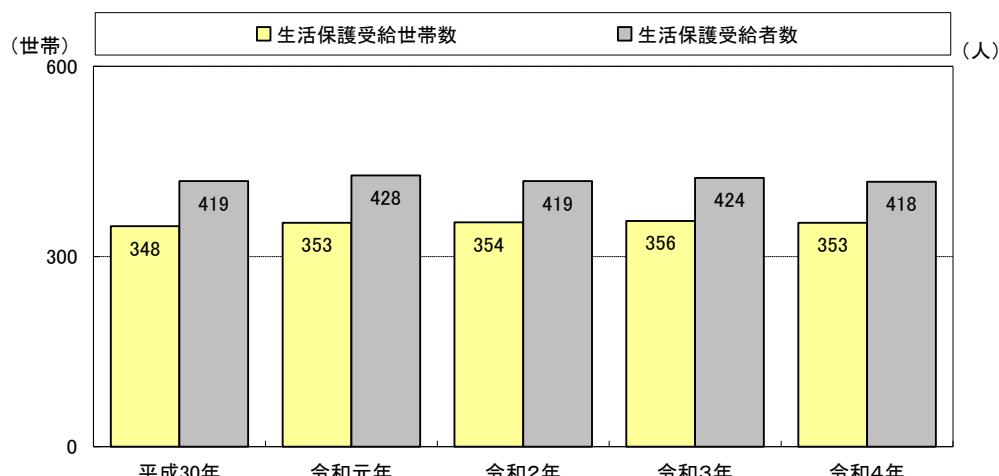


資料：結城市的福祉（各年3月末）

(5)生活保護世帯の状況

本市の生活保護受給者世帯数及び受給者数の推移は横ばいとなっています。

○生活保護受給者世帯数及び受給者数の推移

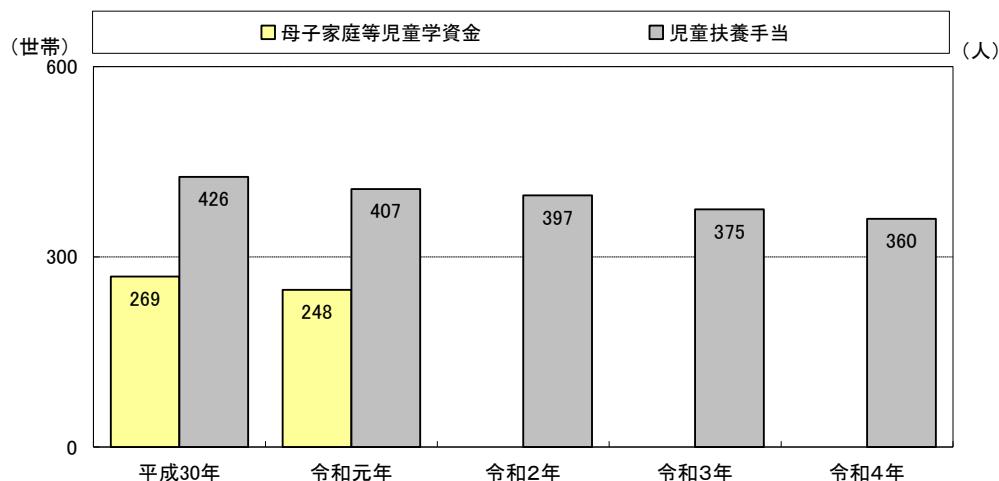


資料：結城市的福祉（各年4月1日）

(6)母子家庭等児童学資金及び児童扶養手当受給者数の推移

本市の児童扶養手当受給者数の推移は、年々減少傾向にあります。

○母子家庭等児童学資金及び児童扶養手当受給者数の推移



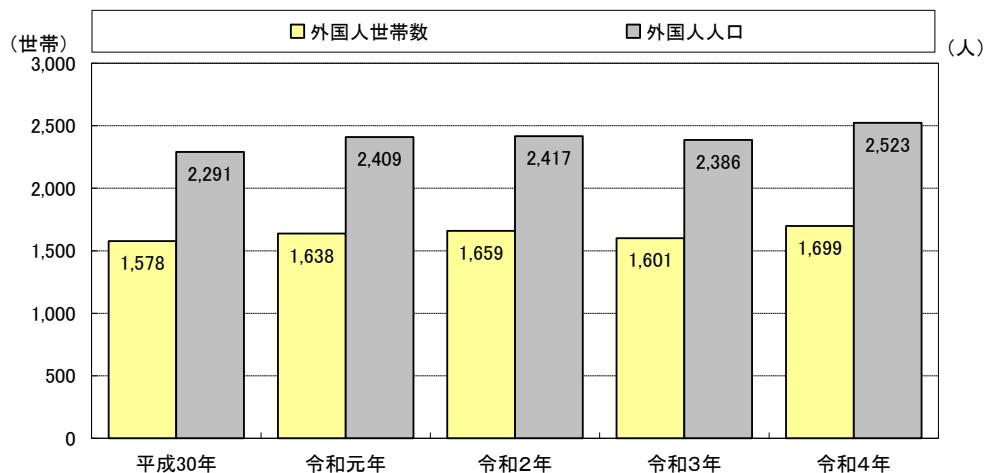
※母子家庭等児童学資金は令和元年で廃止

資料：結城市的福祉（各年4月1日）

(7) 外国籍の人の状況

本市の外国人世帯数及び人口の推移は、年々増加しています。新型コロナウイルス感染症の拡大により、一時的に減少に転じたものの、再び増加傾向にあります。また、人口に占める外国人の割合は県内においても高くなっています。

○ 外国人人口及び世帯数の推移



資料：統計ゆうき（各年10月1日）

○ 市町村別在留外国人数上位10市町村

順位	市町村名	人数 (人)	全国 順位	構成比(%) 外国人数/ 全外国人数	人口比(%) 外国人数/市町村 常住人口 (R4.7.1現在)	対前年増減数 (人) R4.6末- R3.6末	対前年増減率 (%) 対前年増減数/ R3.6末外国人数
1	つくば市	11,490	38	14.8	4.6	1,527	15.3
2	常総市	6,080	115	7.8	10.1	287	5.0
3	土浦市	4,728	167	6.1	3.3	235	5.2
4	古河市	4,159	192	5.3	3.0	253	6.5
5	水戸市	3,741	219	4.8	1.4	197	5.6
6	筑西市	3,163	268	4.1	3.2	121	4.0
7	鉾田市	3,115	275	4.0	6.9	254	8.9
8	坂東市	3,110	276	4.0	6.1	100	3.3
9	神栖市	2,667	319	3.4	2.8	6	0.2
10	結城市	2,475	336	3.2	5.0	△22	△0.9

資料：出入国在留管理庁「在留外国人統計」（令和4年6月末現在）

3 地域を支える活動等の状況

(1)社会福祉協議会の状況

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条を根拠に地域福祉の推進を目的にしており、自主性と公共性を持った民間組織です。「住民主体」の理念を活動の基本に掲げて、地域に根ざした多様な地域福祉全般に渡る活動を展開しており、会員数は令和4年度で特別会員1,335件、一般会員12,965件です。

住民に身近な「小地域」において地域福祉活動を円滑に行うために、絹川支部・上山川支部・山川支部・江川支部の4支部の活動が行われています。

「第4期結城市地域福祉活動計画」(令和5年度～9年度)を策定し、保健・福祉・医療などの関係者、行政機関の協力を得て「誰もがいつまでも住み慣れたまちで安心して暮らせるまちづくり」を目指しています。今後も連携・協力関係を充実させが必要です。

(2)民生委員児童委員の状況

民生委員は民生委員法により定められ(児童福祉法により児童委員を兼務)、厚生労働大臣の委嘱を受けて活動しており、福祉事務所の協力機関として位置付けられています。

本市では、令和4年12月現在98人の民生委員児童委員が、「社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助活動を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする」(民生委員法第1条)として、地域福祉推進の重要な役割を果たしています。

今後も民生委員児童委員の活動の振興を図り、情報提供等の支援や連携の推進が必要です。

(3)シルバー人材センターの状況

市シルバー人材センターは、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」により県知事の指定を受けて設立したもので、定年退職者などの高年齢者に、臨時的・短期的な仕事を登録会員制で提供するものです。

住民の就業を通じた生きがい活動や社会参加の促進の面から、今後とも事業の充実を図ることが課題です。

(4)老人クラブの状況

60歳以上の高齢者が加入でき、教養の向上、健康の維持、社会奉仕、地域社会との交流やレクリエーション活動を行い、福祉の増進を図ります。

行政では、高齢者が自主的に仲間とともに生きがい活動を行う場として位置付け、クラブの振興を図っています。

令和4年度現在、老人クラブは34団体、会員数は865人です。

(5)ボランティア、NPOの状況

主に福祉分野に関わるボランティア活動については、社会福祉協議会においてボランティアの養成、ボランティア活動を通じた福祉教育やボランティアの派遣など、ボランティア活動の総合的な推進を図っています。

令和4年度現在、結城市ボランティア連絡協議会への登録団体は26団体です。

市内に事務所を持って活動しているNPO法人は10法人となっています(令和4年4月現在)。

今後、ボランティア活動・NPO法人による地域福祉活動への住民参加の促進やボランティア団体同士のネットワークの構築など、活動の振興を図ることが重要です。



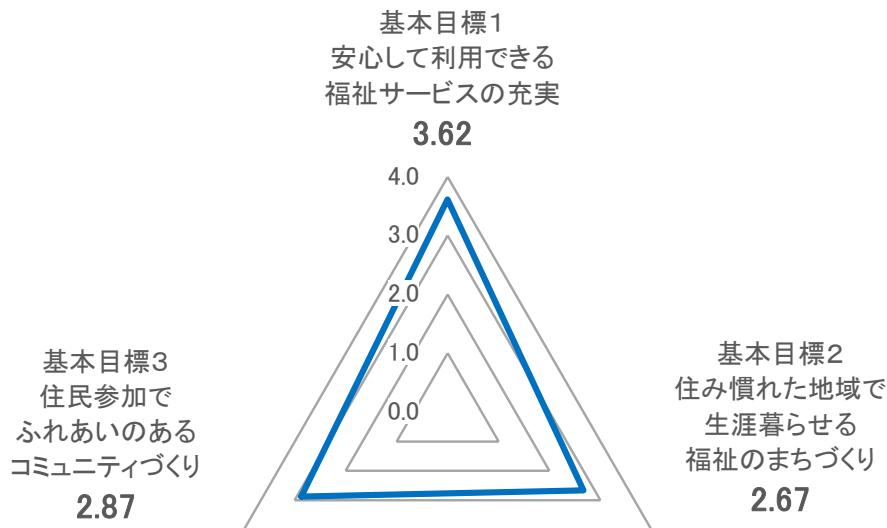
4 第3期計画の評価

第3期計画では、毎年実施している進捗状況報告をもとに、市の各事業・取組を以下の4段階で評価しました。

事業評価結果の基準		点数化
A	目標を達成している(同 100~80%)	4点
B	目標を概ね達成している(同 79~60%)	3点
C	目標を下回っており、努力が必要である(同 59~30%)	2点
D	目標を大幅に下回っており、改善を要する(同 29%以下)	1点
—	事業廃止・進捗評価不可	0点

第3期計画に掲げた3つの基本目標について、評価の結果としては、基本目標1「安心して利用できる福祉サービスの充実」が 26 の施策を実施し 3.62 点、基本目標2「住み慣れた地域で生涯暮らせる福祉のまちづくり」が 18 の施策を実施し 2.67 点、基本目標3「住民参加でふれあいのあるコミュニティづくり」が 31 の施策を実施し 2.87 点となっています。計画全体では 75 の施策を実施、3.08 点となっており、目標を概ね達成しました。

■計画全体の評価結果



施策の方向性/事業評価結果	施策数	A	B	C	D	評価不可	廃止	点数化
基本目標1 安心して利用できる福祉サービスの充実	26	19	6	0	0	0	1	3.62
基本目標2 住み慣れた地域で生涯暮らせる福祉のまちづくり	18	5	7	3	1	0	2	2.67
基本目標3 住民参加でふれあいのあるコミュニティづくり	31	12	11	3	2	3	0	2.87
合計	75	36	24	6	3	3	3	3.08

(1) 基本目標1 安心して利用できる福祉サービスの充実の進捗状況

- 「安心して利用できる福祉サービスの充実」に向けて行った施策26の評価については、Aが19、Bが6、制度の変更などによる廃止が1となっています。
- 相談支援の質の向上とともに、相談窓口と地域や関係機関、事業者との連携強化を図り、利用者のニーズに応じた、総合的な支援を実施しました。
- 成年後見制度利用支援事業を実施し、判断能力が十分でない高齢者や障害者の生活の自立の援助と福祉の増進のために、成年後見人制度の手続きの支援や低所得者への費用の補助事業を行いました。また、成年後見制度に関する中核機関を立ち上げるとともに、利用促進のため、制度や相談窓口の周知を図りました。

■ 基本目標1 安心して利用できる福祉サービスの充実の評価結果

施策の方向性/事業評価結果	施策数	A	B	C	D	評価不可	廃止	点数化
1 総合的な情報提供の充実	2	1	1	0	0	0	0	3.50
2 だれもが相談しやすい体制の充実	11	7	4	0	0	0	0	3.64
3 権利擁護などの推進体制の充実	1	0	1	0	0	0	0	3.00
4 支援が必要な人への福祉サービスの充実	12	11	0	0	0	0	1	3.67
合計	26	19	6	0	0	0	1	3.62

(2) 基本目標2 住み慣れた地域で生涯暮らせる福祉のまちづくりの進捗状況

- 「住み慣れた地域で生涯暮らせる福祉のまちづくり」に向けて行った施策18の評価については、Aが5、Bが7、Cが3、Dが1、制度の変更などによる廃止が2となっています。
- 誰もが地域で安心して暮らせるための体制づくりとして、保健・医療・福祉の連携による地域包括ケアシステムの深化・推進を図りました。また、システム構築の要である介護支援専門員に対し個別支援や研修会を行い、資質の向上を図りました。
- 生活支援体制整備事業では、各地域の協議体で住みやすい市にするために協議を行いました。コロナ禍において第1層協議体・第2層協議体の活動が延期、再開の繰り返しとなりましたが、コロナ禍においてもできる新たな活動を創出しました。
- 福祉サービスの質の向上のため、事業所に対して、法人設立認可、運営に係る各種認定や承認、届出受理等を行うと共に、指導検査等を実施しました。

■基本目標2 住み慣れた地域で生涯暮らせる福祉のまちづくりの評価結果

施策の方向性/事業評価結果	施策数	A	B	C	D	評価不可	廃止	点数化
1 地域福祉推進機関の充実	7	1	3	1	0	0	2	2.14
2 地域福祉事業の計画的な推進	5	3	0	2	0	0	0	3.20
3 地域包括ケアシステムの充実	4	1	3	0	0	0	0	3.25
4 福祉サービスの質の向上	2	0	1	0	1	0	0	2.00
合計	18	5	7	3	1	0	2	2.67

(3) 基本目標3 住民参加でふれあいのあるコミュニティづくりの進捗状況

- 「住民参加でふれあいのあるコミュニティづくり」に向けて行った施策31の評価については、Aが12、Bが11、Cが3、Dが2、評価不可が3となっています。
- 学校教育の中で人権教育や豊かな心の育成を図り、地域において福祉意識をもった次世代の地域福祉の担い手を育成する取組を進めました。
- 地域福祉を担うリーダーの養成やボランティアの養成・資質向上は大きな課題ですが、その育成に向けての取組を進めました。
- 近年の防災意識などの高まりにより、災害時に配慮が必要な「避難行動要支援者名簿」の作成や防犯パトロール活動など地域全体で市民の生活を犯罪や災害から守るための取組を進めました。
- 避難行動要支援者名簿作成に向けて、民生委員児童委員の協力のもと、詳細な調査を実施しました。

■基本目標3 住民参加でふれあいのあるコミュニティづくりの評価結果

施策の方向性/事業評価結果	施策数	A	B	C	D	評価不可	廃止	点数化
1 地域福祉の担い手づくり	13	3	5	2	0	3	0	2.38
2 ボランティア活動の振興	6	4	2	0	0	0	0	3.67
3 安全・安心・共生のまちづくり	5	3	1	1	0	0	0	3.40
4 避難行動要支援者対策の充実	3	1	0	0	2	0	0	2.00
5 虐待防止・人権擁護の充実	4	1	3	0	0	0	0	3.25
合計	31	12	11	3	2	3	0	2.87

5 アンケート調査結果

本市では、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるまちづくりの実現のために、「第4期ゆうきの地域福祉計画」の策定をするための資料として、「結城市地域福祉に関するアンケート」を実施しました。

■対象者及び回収状況

対象者	配布数	回収数	回収率
市民	2,500 件	814 件	32.6%
民生委員児童委員協議会	93 件	77 件	82.8%
介護支援専門員	42 件	34 件	80.9%
自立支援協議会専門部会	10 件	10 件	100.0%
保育連絡協議会・ 幼稚園認定こども園連合会	55 件	45 件	81.8%
ボランティア団体(子育て)	50 件	31 件	62.0%
ボランティア団体(防災)	20 件	9 件	45.0%
ボランティア団体(高齢者・障害者)	50 件	33 件	66.0%

○分析・表示について

- ・グラフ中のn=〇〇という表記は、その項目の有効回答者数で、比率算出の基礎となります。
- ・比率は、小数点以下第2位を四捨五入しています。このため比率が0.05未満の場合には0.0と表記しています。また、合計が100.0%とならないこともあります。
- ・複数回答の項目については、原則として、その項目に対しての有効回答者の数を基数とし、比率算出を行っています。このため、比率計が100.0%を超えることがあります。
- ・クロス集計については、集計の都合上、無回答者を除いた集計となっている部分があるため、単純集計の結果と合致しない場合があります。
- ・本調査では、第8期結城市高齢者プラン21(結城市高齢者福祉計画・介護保険事業計画)で設定している日常生活圏域の考え方を参考に、東地区、西地区、南部地区に区分けして集計いたしました。

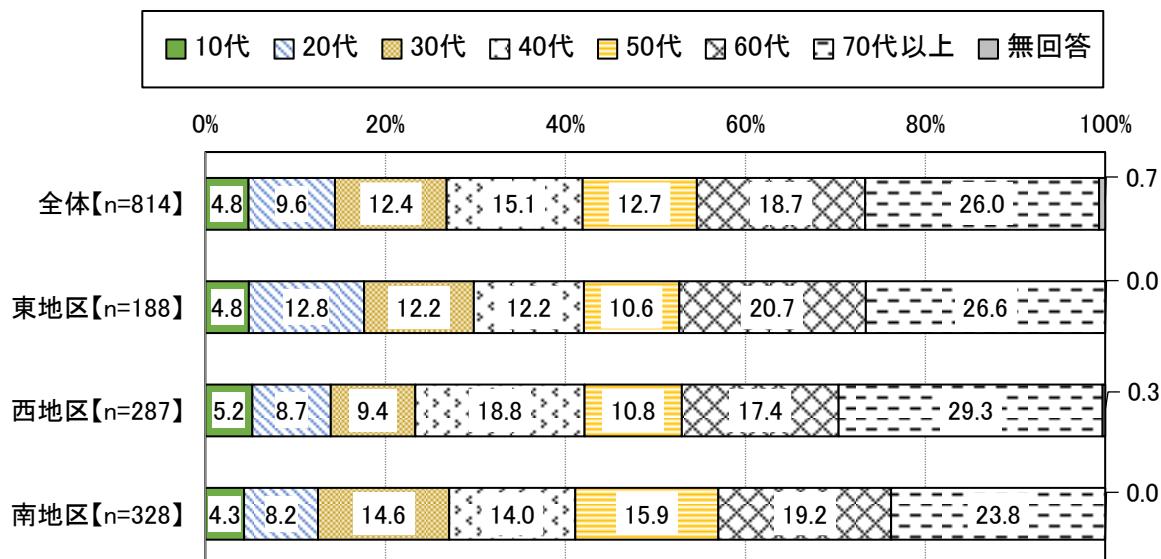
地区名	東地区	西地区	南地区
中学校	結城東中学校	結城中学校	結城南中学校
小学校	結城小学校 絹川小学校※	結城西小学校 城南小学校 城西小学校	上山川小学校 山川小学校 江川北小学校 江川南小学校

※東地区には、結城南中学校区の一部(絹川小学校区域:中、泉、林、鹿窪)を含みます。

(1)市民

① 対象者の属性

地区別で回答者の年齢をみると、すべての地区で60代以上の回答割合が4割を超えています。西地区では「40代」、南地区では「30代」、「50代」が他の地区に比べ多くなっています。



② 世帯の状況

地区別でみると、すべての地区で「2世代世帯(親・子ども)」が多く、東地区では「ひとり暮らし(単身世帯)」、西地区では「夫婦のみ」、南地区では「3世代世帯(祖父母・親・子ども)」が他の地区に比べ多くなっています。

また、年齢別にみると、10~60代は「2世代世帯(親・子ども)」が最も多く、70代以上では「夫婦のみ」が最も多くなっています。

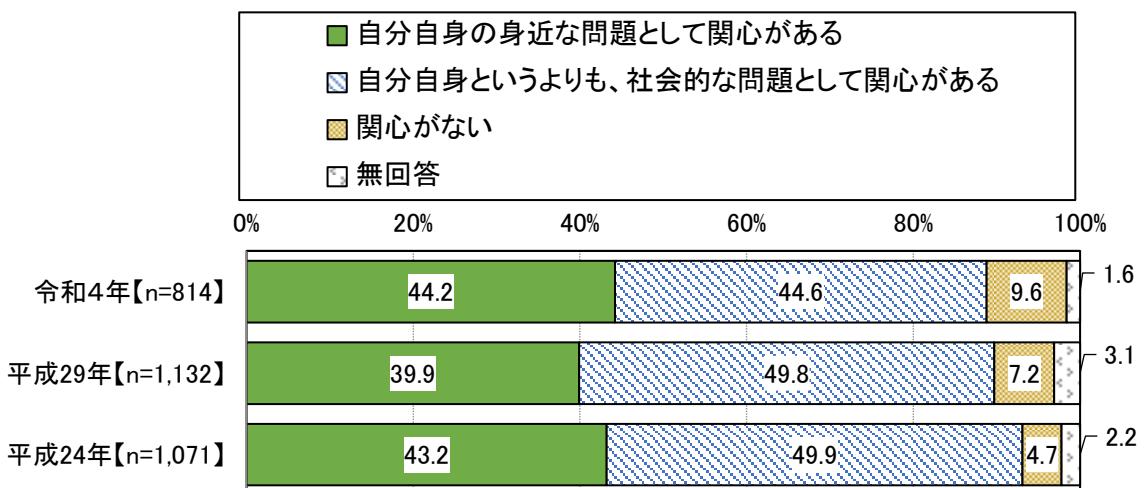
区分 %		件数	ひとり暮らし(単身世帯)	夫婦のみ	2世代世帯(親・子ども)	3世代世帯(祖父母・親・子ども)	その他	無回答
地区別	全体	814	7.9	19.8	48.0	17.7	5.3	1.4
地区別	東地区	188	14.4	18.6	46.8	13.3	5.9	1.1
	西地区	287	5.9	25.4	48.8	15.0	4.5	0.3
	南地区	328	5.8	16.2	48.8	22.9	5.8	0.6
年齢別	10代	39	0.0	0.0	48.7	51.3	0.0	0.0
	20代	78	9.0	5.1	55.1	23.1	7.7	0.0
	30代	101	3.0	2.0	70.3	21.8	1.0	2.0
	40代	123	3.3	5.7	63.4	22.8	4.9	0.0
	50代	103	7.8	11.7	47.6	21.4	11.7	0.0
	60代	152	8.6	32.2	40.8	12.5	5.9	0.0
	70代以上	212	13.2	41.0	32.5	7.1	4.2	1.9

③ 福祉に対する関心度

福祉への関心度では、「自分自身というよりも、社会的な問題として関心がある」が 44.6%、「自分自身の身近な問題として関心がある」が 44.2%で合計 88.8%の方が「関心がある」と答えています。平成 29 年調査とほぼ同様の関心度です。

その一方で、9.6%が「関心がない」と回答しており、その割合は調査ごとに増加しています。

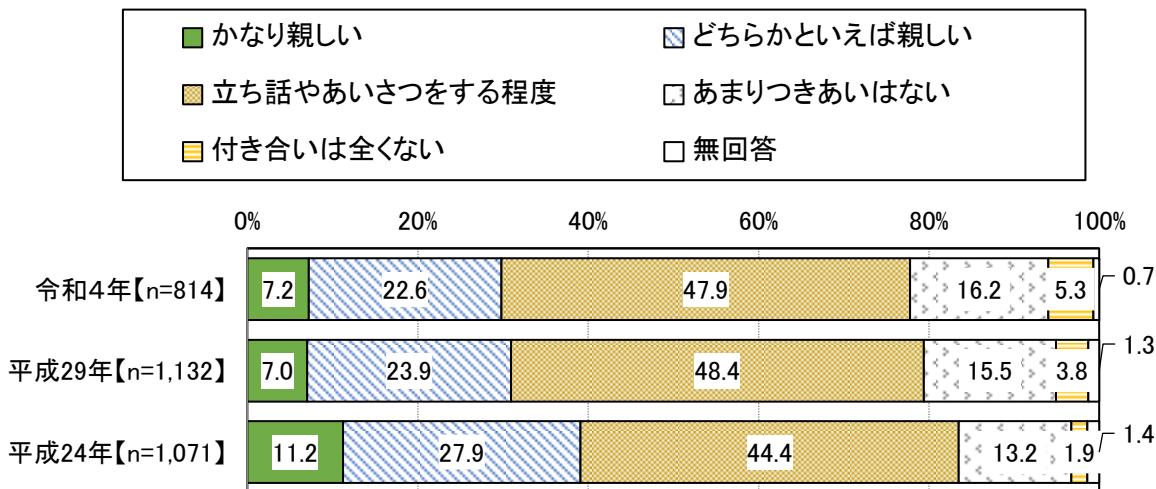
また、年齢別にみると、10 代～20 代では「関心がない」、20 代～40 代では「自分自身というよりも、社会的な問題として関心がある」、50 代以上では「自分自身の身近な問題として関心がある」が最も多くなっています。



区分 %	件数	自分自身の身近な問題として関心がある	自分自身というよりも、社会的な問題として関心がある	関心がない	無回答
全体	814	44.2	44.6	9.6	1.6
地区別	東地区	188	46.3	46.8	5.9
	西地区	287	43.6	45.3	10.1
	南地区	328	45.1	43.0	11.0
年齢別	10代	39	23.1	41.0	35.9
	20代	78	26.9	43.6	29.5
	30代	101	32.7	56.4	10.9
	40代	123	41.5	48.8	8.9
	50代	103	45.6	44.7	6.8
	60代	152	53.3	42.8	3.9
	70代以上	212	55.7	40.1	2.8

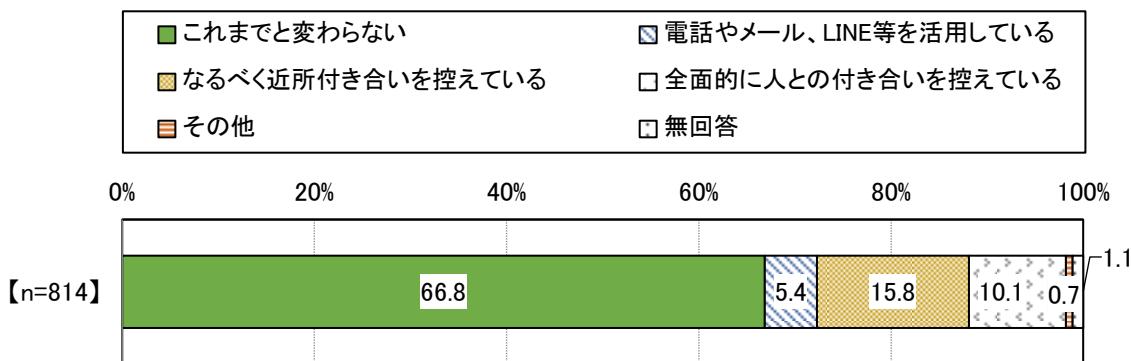
④ 近所との付き合いの状況

近所との付き合いは、「立ち話やあいさつをする程度」が 47.9%と最も多い、次いで「どちらかといえば親しい」が 22.6%、「あまりつきあいはない」が 16.2%となっています。平成 29 年、平成 24 年調査と比較すると、「つきあいは全くない」が増加しています。



⑤ 近所付き合い(新型コロナウイルス感染症による影響)

新型コロナウイルス感染症による近所付き合いの変化については、「これまでと変わらない」が 66.8%で最も多く、次いで、「なるべく近所付き合いを控えている」が 15.8%、「全面的に人との付き合いを控えている」が 10.1%などとなっています。



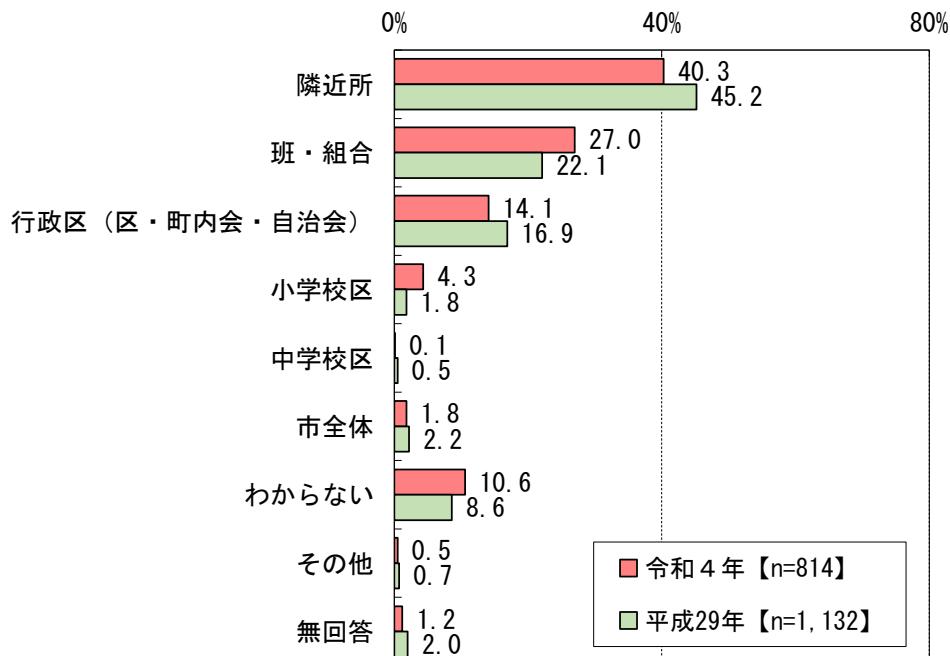
⑥ 地域での問題点・不足していると思うもの(上位10項目抜粋)

地域の中での問題点・不足している点は、「バスやタクシーなどの移動手段が不十分である」が最も多く、次いで、「緊急時の対応体制がわからない」、「世代間の交流が少ない」、「隣近所との交流が少ない」などとなっています。地区別でみると、すべての地区で「バスやタクシーなどの移動手段が不十分である」が最も多く、南地区では5割を超えています。年齢別でみると、すべての年代で「バスやタクシーなどの移動手段が不十分である」が最も多く、60代以上では「世代間の交流が少ない」、「隣近所との交流が少ない」が他の年代と比べて多くなっています。

区分 %	件数	バスやタクシーなどの移動手段が不十分である	緊急時の対応体制がわからない	世代間の交流が少ない	隣近所との交流が少ない	道ばたのごみが増えた	交通マナーが乱れている	地域の活動が不活発である	地域の中で気軽に集まれる場が少ない	あいさつをしない人が多い	障害のある人に対する理解が不足している	
全体	814	46.4	29.0	22.5	19.5	18.2	15.8	15.0	14.7	11.4	8.7	
地区別	東地区	188	43.6	31.9	25.0	22.3	17.6	14.9	17.0	13.8	14.4	10.6
	西地区	287	40.1	31.0	23.3	21.6	13.9	19.5	13.2	12.5	12.5	8.7
	南地区	328	53.4	25.9	20.1	16.2	22.3	12.8	15.9	17.4	9.1	7.6
年齢別	10代	39	38.5	20.5	20.5	17.9	10.3	10.3	7.7	12.8	5.1	12.8
	20代	78	44.9	28.2	16.7	15.4	14.1	21.8	15.4	9.0	15.4	10.3
	30代	101	58.4	32.7	20.8	15.8	18.8	21.8	17.8	19.8	9.9	14.9
	40代	123	48.8	28.5	13.0	11.4	20.3	15.4	10.6	13.0	14.6	10.6
	50代	103	49.5	35.0	21.4	15.5	18.4	15.5	9.7	10.7	8.7	4.9
	60代	152	38.2	30.9	30.3	21.1	21.1	12.5	15.8	18.4	5.3	11.8
	70代以上	212	45.3	25.5	26.4	29.2	16.5	14.6	19.8	14.6	16.0	3.3

⑦ 住民同士お互いに助けあえる地域の範囲

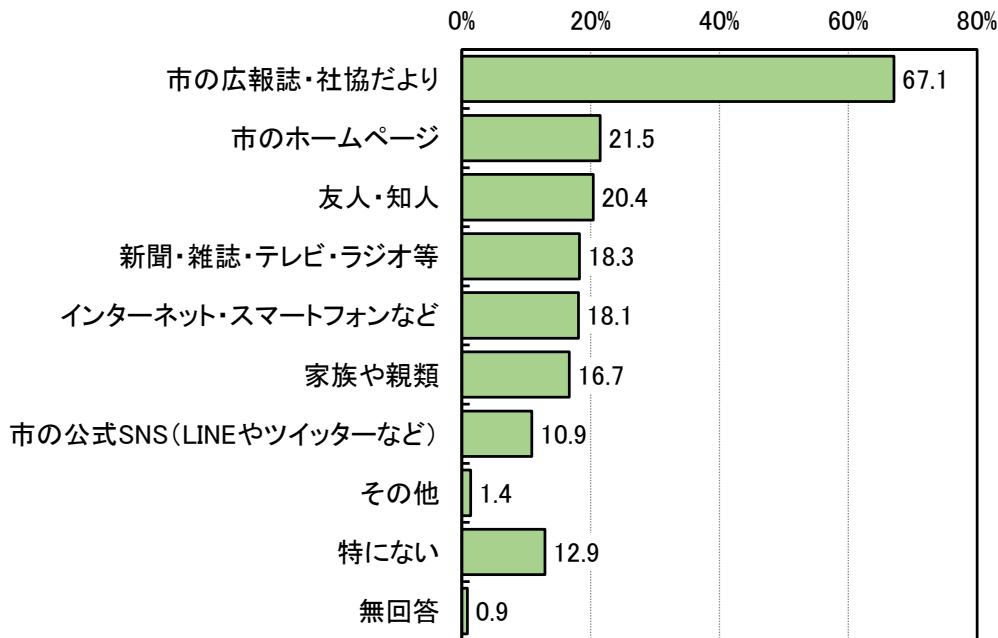
助けあえる地域の範囲は、「隣近所」が40.3%と最も多く、次いで「班・組合」が27.0%、「行政区(区、町内会・自治会)」が14.1%となっています。平成29年度との比較でみると、「班・組合」が増加しています。



⑧ 福祉サービスに関する情報の入手先

福祉サービスに関する情報の入手先は、「市の広報誌・社協だより」が 67.1%で最も多く、次いで、「市のホームページ」が 21.5%、「友人・知人」が 20.4%などとなっています。

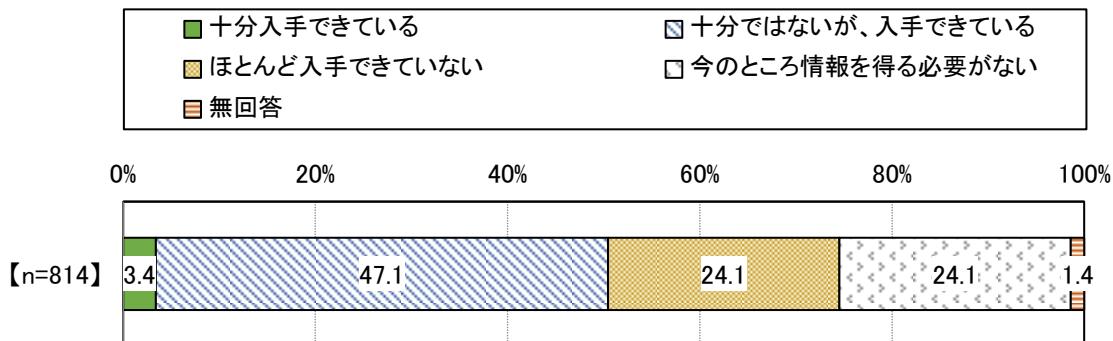
【n=814】



⑨ 福祉サービスに関する情報の入手状況

福祉サービスに関する情報の入手状況は、「十分ではないが、入手できている」が 47.1%で最も多く、「十分入手できている」(3.4%)と合わせると、入手できていると回答した割合は 50.5%となっています。

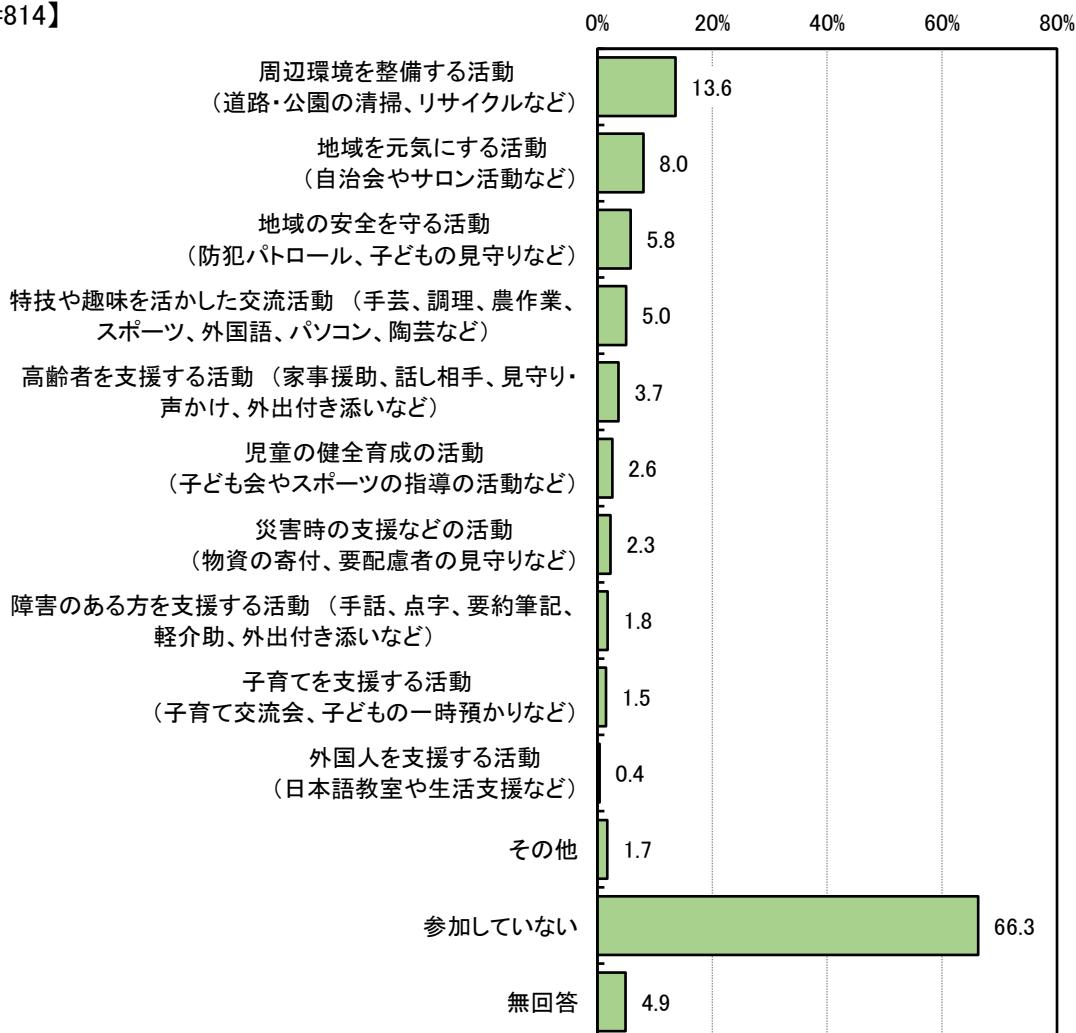
一方、「ほとんど入手できていない」が 24.1%、「今のところ情報を得る必要がない」が 24.1%となっています。



⑩ 現在参加している地域活動やボランティア活動、地域や住民に対する支援活動

現在参加している地域活動やボランティア活動、地域や住民に対する支援活動は、「参加していない」が 66.3%で最も多くなっていますが、「周辺環境を整備する活動(道路・公園の清掃、リサイクルなど)」(13.6%)、「地域を元氣にする活動(自治会やサロン活動など)」(8.0%)、「地域の安全を守る活動(防犯パトロール、子どもの見守りなど)」などがあげられています。

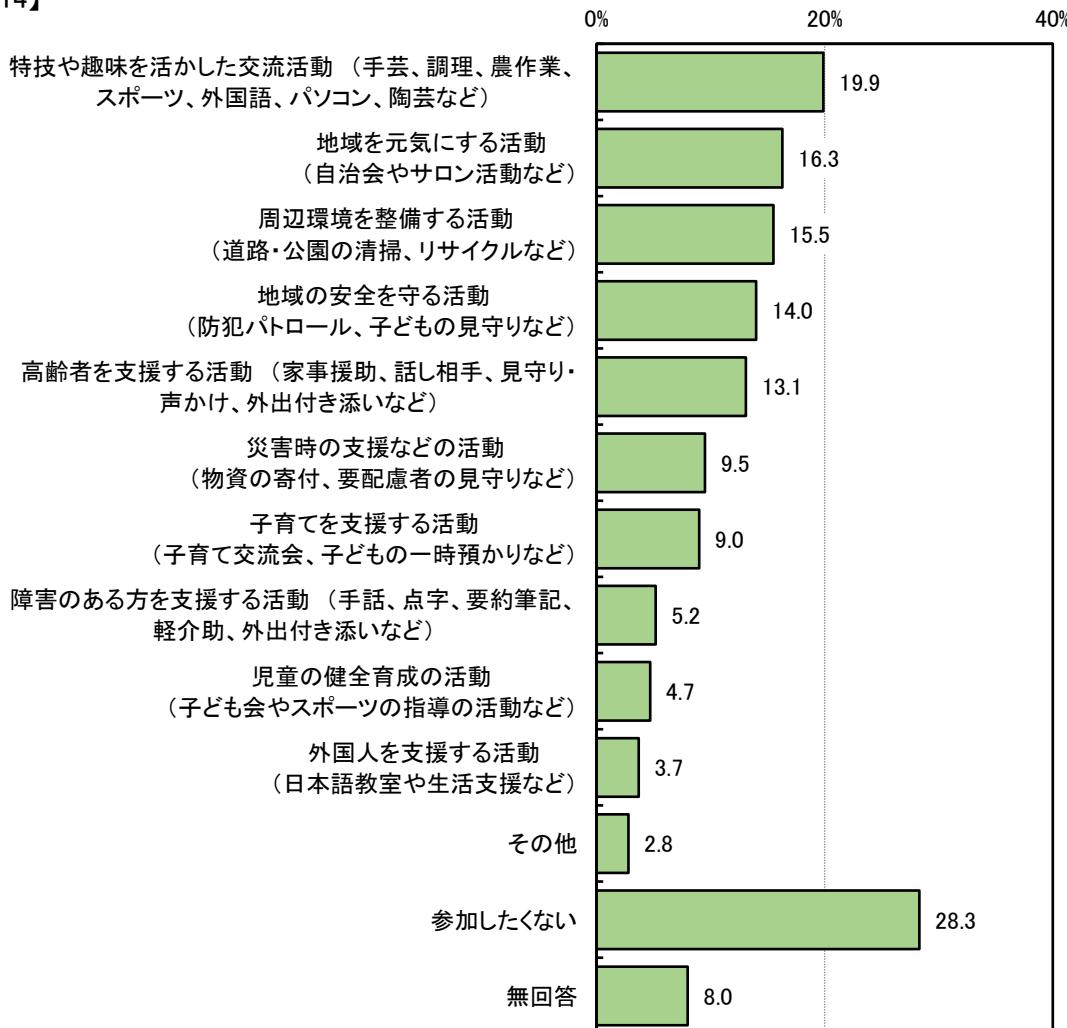
【n=814】



⑪ 今後参加してみたい地域活動やボランティア活動、地域や住民に対する支援活動

今後参加してみたい地域活動やボランティア活動、地域や住民に対する支援活動は、「参加たくない」が 28.3%で最も多くなっていますが、「特技や趣味を活かした交流活動(手芸、調理、農作業、スポーツ、外国語、パソコン、陶芸など)」(19.9%)、「地域を元気にする活動(自治会やサロン活動など)」(16.3%)、「周辺環境を整備する活動(道路・公園の清掃、リサイクルなど)」(15.5%)などがあげられています。

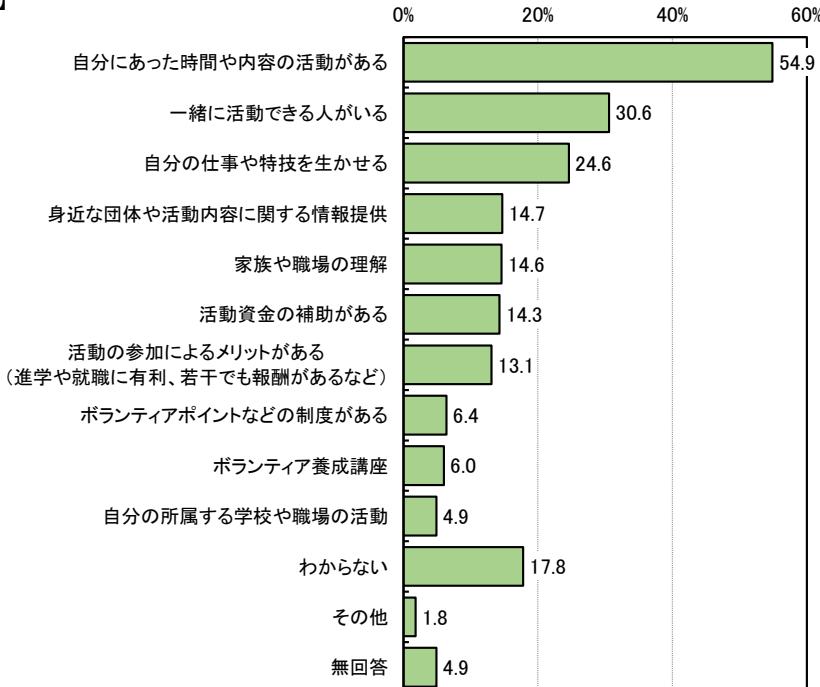
【n=814】



⑫ 今後地域活動やボランティア活動により参加しやすくなるための条件

地域活動やボランティア活動により参加しやすくなるための条件は、「自分にあった時間や内容の活動がある」が 54.9%で最も多く、次いで、「一緒に活動できる人がいる」が 30.6%、「自分の仕事や特技を生かせる」が 24.6%などとなっています。

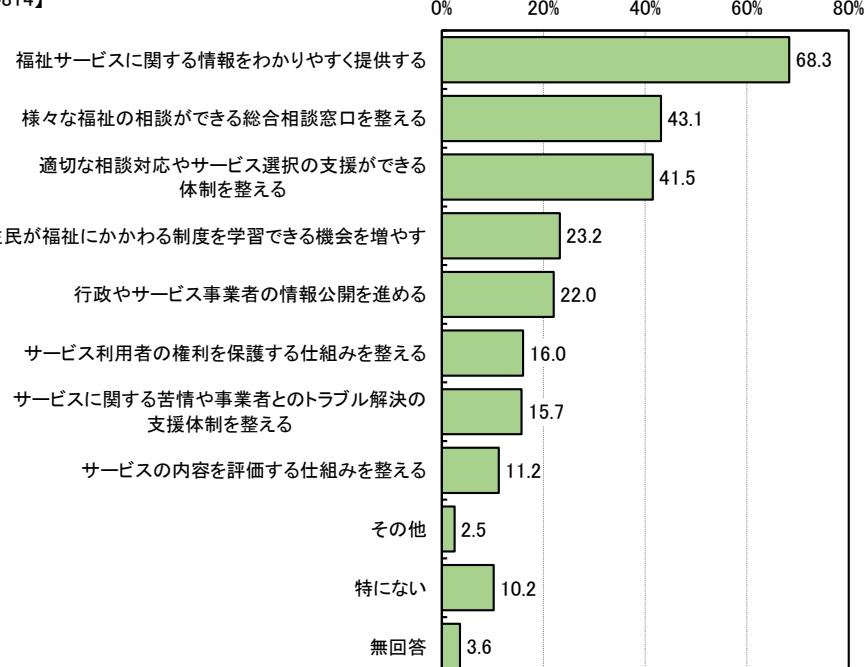
【n=814】



⑬ 利用者が最適の福祉サービスを安心して利用するために必要なこと

利用者が最適の福祉サービスを安心して利用するために市が取り組む必要があることについては、「福祉サービスに関する情報をわかりやすく提供する」が 68.3%で最も多く、次いで、「様々な福祉の相談ができる総合相談窓口を整える」が 43.1%、「適切な相談対応やサービス選択の支援ができる体制を整える」が 41.5%などとなっています。

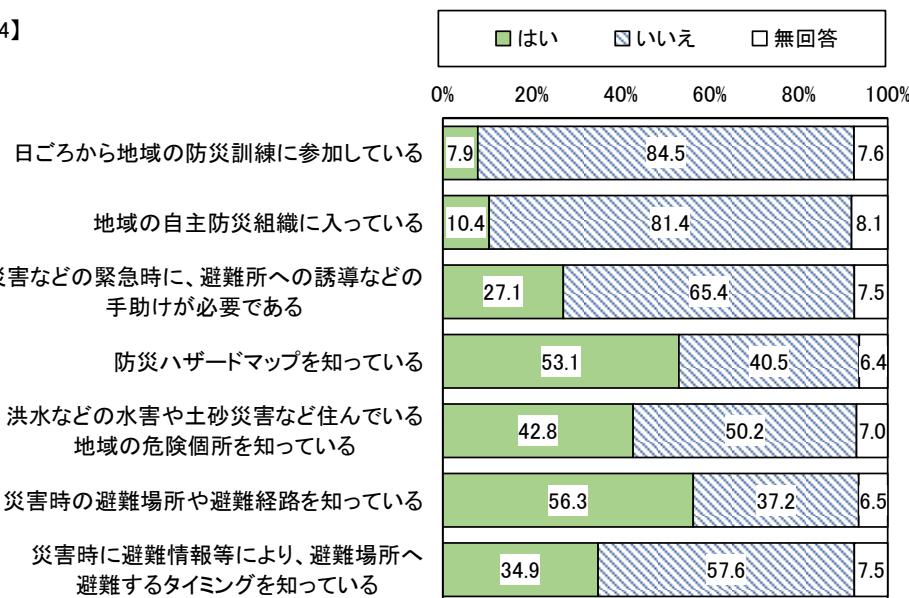
【n=814】



⑭ 防災活動や災害など緊急時の対応

防災活動や災害など緊急時の対応については、「災害時の避難場所や避難経路を知っている」「防災ハザードマップを知っている」、「洪水などの水害や土砂災害など住んでいる地域の危険個所を知っている」などで「はい」の割合が高くなっています。

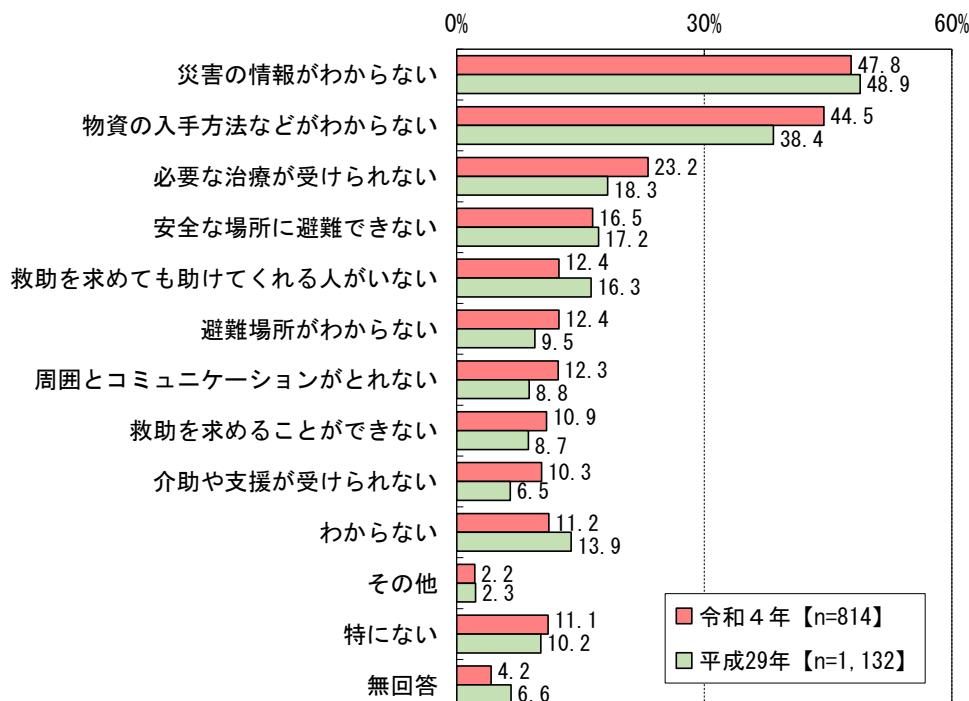
【n=814】



⑮ 災害が発生した時に困ること

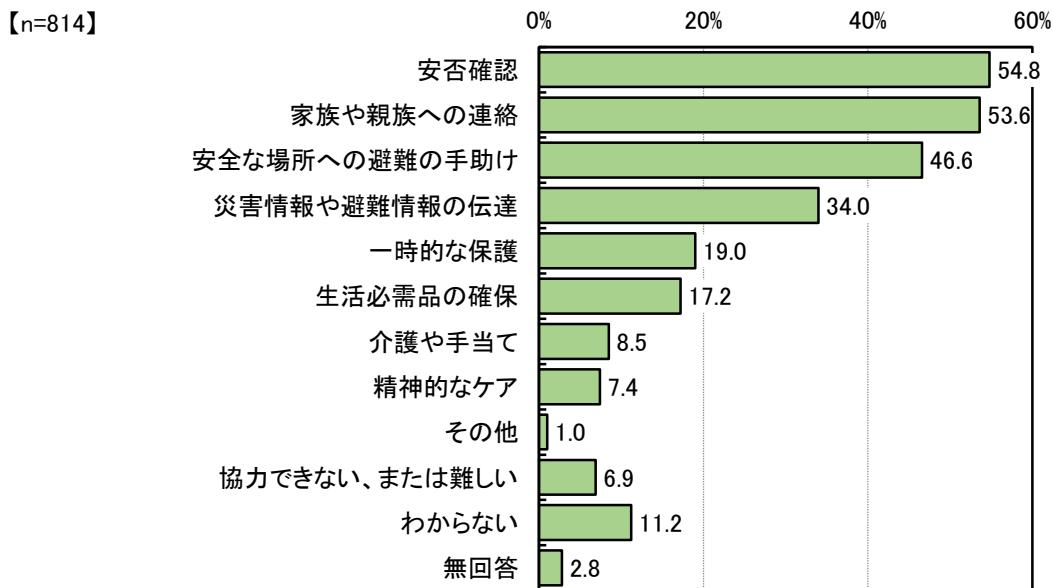
災害発生時に困ることは、「災害の情報がわからない」が 47.8%と最も多く、次いで「物資の入手方法などがわからない」が 44.5%、「必要な治療が受けられない」が 23.2%となっています。

平成 29 年との比較でみると、「物資の入手方法などがわからない」、「必要な治療が受けられない」「避難場所がわからない」、「周囲とコミュニケーションがとれない」、「救助を求めることができない」「介助や支援が受けられない」が増加しています。



⑯ 地震や水害などの災害が起こったときの、要配慮者への助けや協力

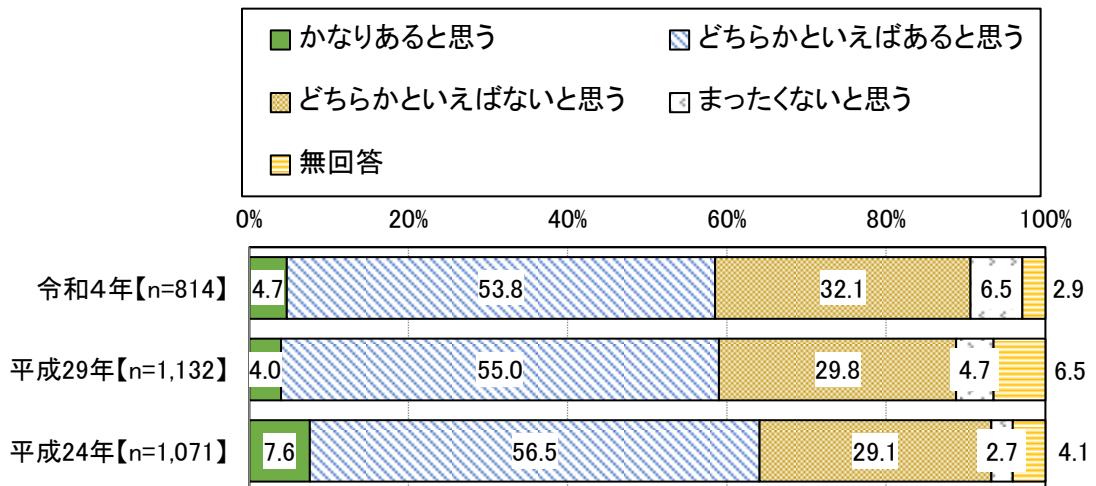
災害時の要配慮者への助けや協力については、「安否確認」が 54.8%で最も多い、次いで、「家族や親族への連絡」が 53.6%、「安全な場所への避難の手助け」が 46.6%などとなっています。また、「協力できない、または難しい」が 6.9%となっています。



⑰ 住民同士のふれあいや支えあいの有無

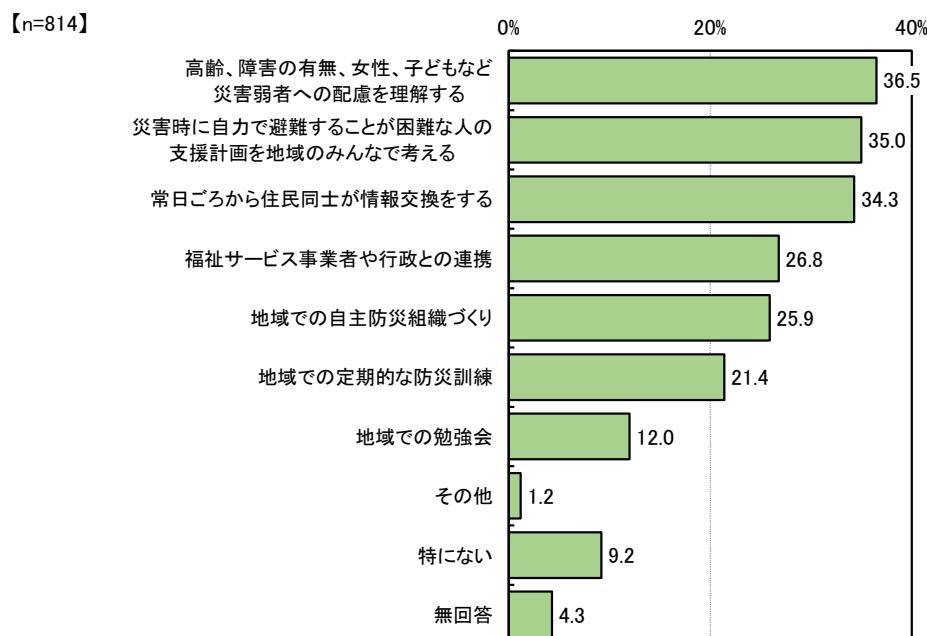
住民同士のふれあいや支えあいの有無は、「かなりあると思う」が 4.7%、「どちらかといえはあると思う」が 53.8%と「ある」と回答した人の合計が 58.5%、「どちらかといえないとと思う」が 32.1%、「まったくないと思う」が 6.5%で、「ない」と回答した人の合計が 38.6%です。

住民同士のふれあいが「ある」と回答した人の割合は平成 24 年に比べ減少しています。



⑯ 災害時に住民同士が協力しあうために必要なこと

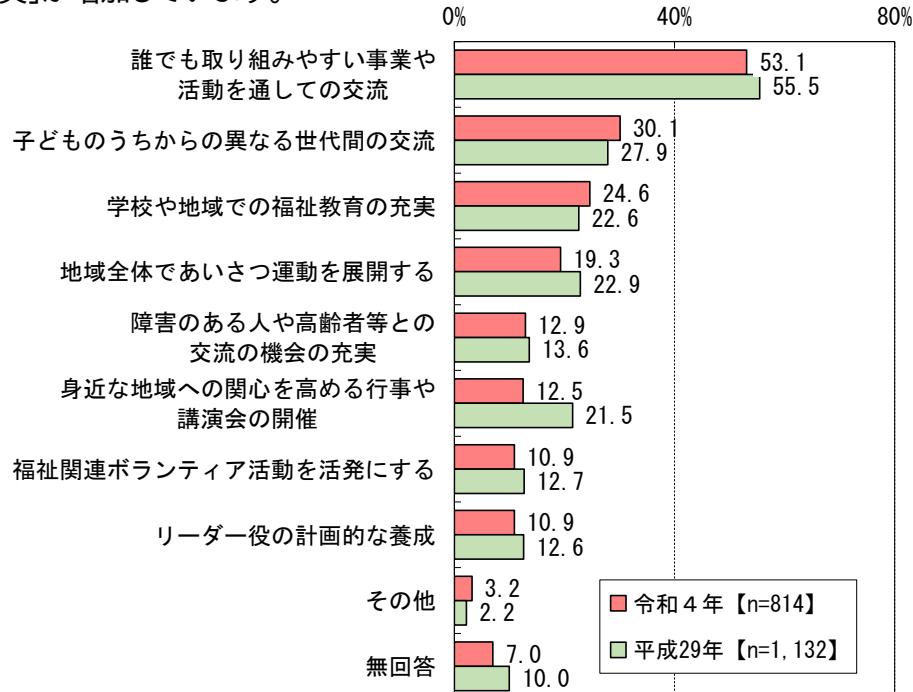
災害時に住民同士が協力しあうために必要なことについては、「高齢、障害の有無、女性、子どもなど災害弱者への配慮を理解する」が 36.5%で最も多く、次いで、「災害時に自力で避難することが困難な人の支援計画を地域のみんなで考える」が 35.0%、「常日ごろから住民同士が情報交換をする」が 34.3%などとなっています。



⑯ 地域でふれあい活動等を活性化させるために重要なこと

地域でふれあい活動等を活性化させるために重要なことは、「誰でも取り組みやすい事業や活動を通しての交流」が 53.1%と最も多く、次いで「子どものうちからの異なる世代間の交流」が 30.1%、「学校や地域での福祉教育の充実」が 24.6%となっています。

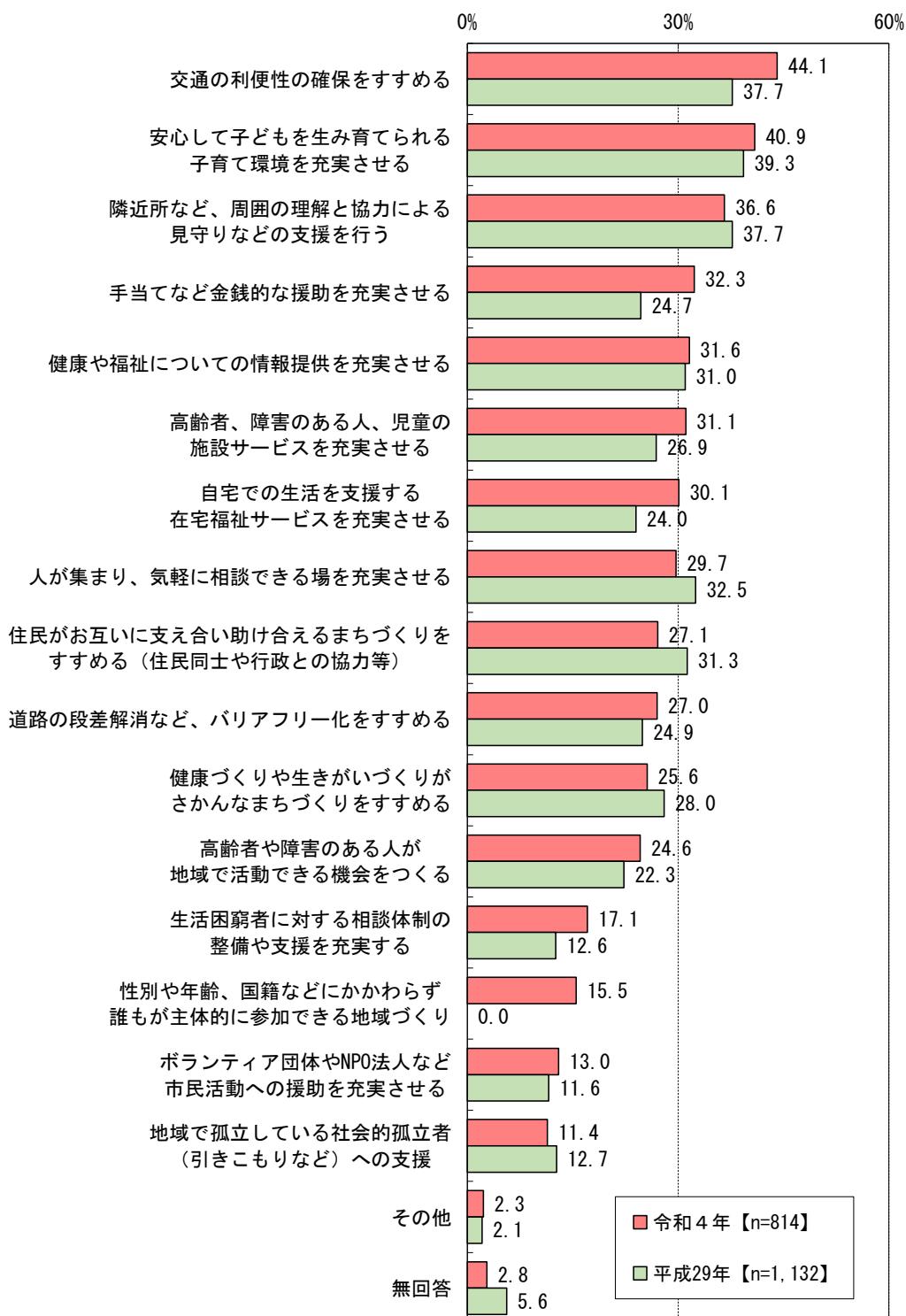
平成 29 年との比較でみると、「子どものうちからの異なる世代間の交流」「学校や地域での福祉教育の充実」が増加しています。



㉚ 充実してほしい福祉施策

充実してほしい福祉施策では、「交通の利便性の確保をすすめる」が 44.1%で最も多く、次いで、「安心して子どもを生み育てられる子育て環境を充実させる」が 40.9%、「隣近所など、周囲の理解と協力による見守りなどの支援を行う」が 36.6%などとなっています。

平成 29 年との比較でみると、「交通の利便性の確保をすすめる」「安心して子どもを生み育てられる子育て環境を充実させる」「手当てなど金銭的な援助を充実させる」「健康や福祉についての情報提供を充実させる」「高齢者、障害のある人、児童の施設サービスを充実させる」「自宅での生活を支援する在宅福祉サービスを充実させる」などが増加しています。



(2) 民生委員児童委員協議会

民生委員児童委員の活動全般を通じた、悩みや苦労として、「支援に必要とされる知識が幅広く、把握しきれない」、「支援を必要としている人がどこにいるのか分からぬ」などがあがっています。

関係機関等の連携不足による弊害では、「行政内の連絡や情報提供、支援の状況の共有」などがあげられています。

地域住民と関わる中で、増えてきたと感じる地域の問題、課題等では、「高齢者に関すること」、「生活困窮者に関すること」、「日常生活に関すること」、「外国籍の人に関すること」、「家族関係に関すること」などがあげられています。

子どもに関わる地域の問題、課題等は、「子どもの貧困や子育て家庭の経済的困窮」、「家族関係」、「外国籍の子ども」があがっています。

(3) 介護支援専門員

地域住民と関わる中で、増えてきたと感じる地域の問題、課題等では、「高齢者に関すること」、「生活困窮者に関すること」、「家族関係に関すること」、「複合的な問題に関すること(8050 問題やダブルケアなど)」に関するなどがあがっています。

今後、連携していきたいと思う他の団体や専門職は、「民生委員児童委員」、「自治会・ボランティア団体(NPO)」、「福祉事務所・社会福祉課」などがあがっています。

関係機関等の連携不足による弊害を感じることでは、「民生委員児童委員、自治会等の団体とのつながりがない」などがあがっています。

市民が最適の福祉サービスを安心して利用するために必要なことでは、「福祉サービスに関する情報をわかりやすく提供する」、「様々な福祉の相談ができる総合相談窓口を整える」、「適切な相談対応やサービス選択の支援ができる体制を整える」などがあげられています。

(4) 自立支援協議会専門部会

地域住民と関わる中で、増えてきたと感じる地域の問題、課題等では、「障害者に関すること」、「外国籍の人に関すること」、「子ども・子育てに関すること」、「高齢者に関すること」、「ヤングケアラーに関すること」などがあがっています。

今後、連携していきたいと思う他の団体や専門職は、「福祉事務所・社会福祉課」、「民生委員児童委員」、「相談支援専門員」などがあがっています。

関係機関等の連携不足による弊害を感じることでは、「時間をかけて連携ができるようになっても担当者が変わると関係がゼロになること」、「十分な情報共有ができておらず各部署で一貫した対応ができなかったこと」などがあがっています。

市民が最適の福祉サービスを安心して利用するために必要なことでは、「様々な福祉の相談ができる総合相談窓口を整える」、「福祉サービスに関する情報をわかりやすく提供する」、「適切な相談対応やサービス選択の支援ができる体制を整える」などがあげられています。

(5)結城市保育連絡協議会・幼稚園認定こども園連合会

地域住民と関わる中で、増えてきたと感じる地域の問題、課題等では、「子どもの健康や発達」、「子育ての悩み・不安」、「外国籍の子ども」、「子どもの虐待予防や見守り」、「家族関係に関すること」などがあがっています。

今後、連携していきたいと思う他の団体や専門職は、「小学校」、「健康増進センター」、「保育園・幼稚園」、「特別支援学校」、「子育て支援センター」などがあがっています。

様々な課題を抱えた家庭(生活困窮家庭、児童虐待対象児童)の子どもや親に必要だと思う支援施策では、「訪問による早期発見や生活支援」、「子どもの健診の受診勧奨」、「保育サービスの提供(病児保育、送迎支援等も含む)」などがあげられています。

子育て支援環境充実のために必要なことでは、「子育てに困った時に相談したり情報を得たりできる場づくり」、「複合的な問題を抱えた家庭への支援」、「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対する職場環境の改善の働きかけ」などがあげられています。

(6)ボランティア団体(子育て)

地域住民と関わる中で、増えてきたと感じる地域の問題、課題等では、「子育ての悩み・不安」、「子どもの遊び場や遊具等」、「子育て支援サービス」、「子どもの健康や発達」、「子どもの虐待予防や見守り」などがあがっています。

今後、連携していきたいと思う他の団体や専門職は、「小学校」、「中学校」、「保育園・幼稚園」、「自治会」、「病院・クリニック」などがあがっています。

様々な課題を抱えた家庭(生活困窮家庭、児童虐待対象児童)の子どもや親に必要だと思う支援施策では、「子どもの居場所(遊び・読書等の場)の提供」、「訪問による早期発見や生活支援」、「親の就労の支援」などがあげられています。

子育て支援環境充実のために必要なことでは、「親子が安心して集まれる身近な場づくり」、「子育てに困った時に相談したり情報を得たりできる場づくり」、「親子で楽しめるイベントの開催」などがあげられています。

福祉に関わることでご意見・ご要望では、「ヤングケアラーの状況を把握するためにスクールソーシャルワーカーの増員をはかり、支援対応してほしい」などの要望もあります。

(7)ボランティア団体(防災)

災害時に住民同士が協力しあうため必要なこととして、「災害時に自力で避難することが困難な人の支援計画を地域のみんなで考える」、「高齢、障害の有無、女性、子どもなど災害弱者への配慮を理解する」、「地域での定期的な防災訓練、常日ごろから住民同士が情報交換をする」などがあがっています。

関係機関等の連携不足による弊害を感じることとして、「市役所の各課のネットワークを推進してほしいことや職員の人事交代時の引継ぎをしてほしいこと」、「支援が必要な情報が個人情報保護という建前により共有できない」などがあげられています。

今後、活動として強化していきたい災害時の活動として、「災害時の避難誘導」、「災害時の初期対応」、「災害時の要支援者への支援」などがあがっています。

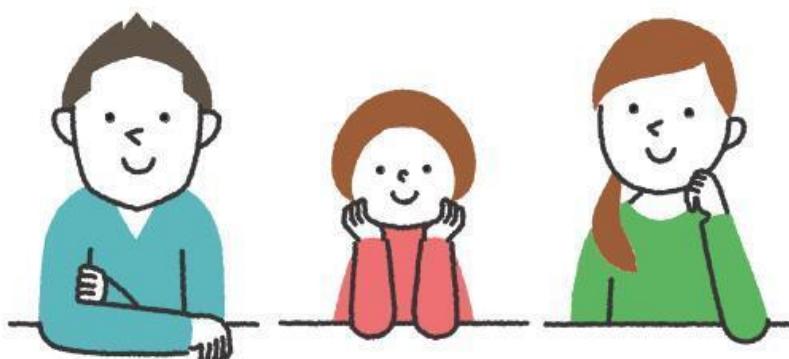
(8)ボランティア団体(高齢者・障害者)

ボランティア団体の活動全般で困っていることとして、「スタッフの高齢化」、「後継者がいない、育たない」、「活動のマンネリ化」などがあがっています。

団体の活動をさらに活性化させるために必要なこととして、「市民のボランティア活動の関心を高める」、「団体間の交流の充実」、「研修会や講習会の充実」などがあがっています。

今後、連携していきたいと思う他の団体や専門職は、「自治会」、「地域包括支援センター」、「社会福祉協議会」があがっています。

災害時に住民同士が協力しあうため必要なことでは、「常日ごろから住民同士が情報交換をする」、「災害時に自力で避難することが困難な人の支援計画を地域のみんなで考える」、「地域での自主防災組織づくり」などがあがっています。



6 第4期計画に向けて取り組むべき地域課題

第3期計画では、「市民が主体となるまちづくり」、「自己実現できるまちづくり」、「つながり・支えあいのあるまちづくり」を掲げ、市民が住み慣れた地域で安心・安全に生活し、年齢や性別そして障害の有無にかかわらず、個人として尊重され、市民同士が支えあい、適切なサービスが受けられるよう福祉のまちづくりを目指し取り組んできましたが、第4期計画に向けて本市の各種統計資料やアンケート調査などから地域福祉にかかる課題をまとめました。

【課題1】 地域を担う人づくり

現在参加している地域活動やボランティア活動、地域や住民に対する支援活動について、66.3%が「参加していない」と回答しています。(P35 参照) また、今後参加してみたい地域活動やボランティア活動、地域や住民に対する支援活動については、28.3%が「参加したくない」と回答しており、いずれも最も多く述べた回答でした。(P36 参照)

ボランティア団体の活動で困っていることは、「スタッフの高齢化」、「後継者がいない」「活動のマンネリ化」などが挙げられています。(P44 参照) ボランティア活動や地域での活動などの参加者が少なく、地域とのつながりがなく参加するきっかけがつかめないという側面もあります。

最近では高齢者を狙った犯罪も後を絶ちません。一人暮らしの高齢者や子どもを狙った犯罪も発生しています。ボランティアによる見守りや声かけといった地域で支えあう関係が構築できるような人づくりや地域づくりが必要となっています。

地域活動に参加したいという人を発掘し、地域福祉に貢献したいと考える地域の人々に多様な参加の機会を提供し、気軽に参加できる環境を整えていく必要があります。

また、地域福祉活動の担い手を育成し、さらに地域活動を活性化させるためのリーダーの育成、それぞれ違う価値観の人同士であってもそれが尊重して協働できる場を整備することも重要です。

【課題2】包括的な支援体制づくり

民生委員児童委員からは、「高齢者に関すること」「生活困窮者に関すること」「複合的な問題に関するこ（8050 問題やダブルケア）」「外国籍の人に関するこ」などの問題が増えていいるとの声があり、地域住民の複雑化・複合化したニーズへの対応が求められています。（P42 参照）

また、様々な事情から相談窓口やサービスにたどり着けず、結果として支援につながらないケースや、問題が深刻化しているケースも増えてきています。そのため、気軽に相談できる身近な相談対応から専門的な相談対応ができる体制を確保するとともに、必要な時に必要な情報が得られる必要があります。

困りごとを相談しやすい体制をつくり、各分野の関係機関が相互に連携することで、包括的な支援体制を構築し、誰一人取り残さない支援体制づくりを推進する必要があります。

【課題3】支えあう地域づくり

市民アンケート調査では、近所との付き合い状況について「かなり親しい」が平成24年に11.2%であったものが、令和4年では7.2%と4ポイント減少しています。

また、「あまり付き合いがない」「付き合いは全くない」では、平成24年15.1%が令和4年21.5%となり人間関係の希薄化がうかがえます。（P32 参照）一人暮らしの高齢者世帯や、高齢者世帯、核家族化が進んでおり、近所付き合いの希薄化やコミュニケーションを避ける人が増えるなど、コミュニティの機能低下が進んでいます。

市民一人ひとりに対し地域福祉の心の醸成を図るとともに、交流の場や地域の支えあいのきっかけづくりを通じ、「緩やかなつながり」からの取り組みが必要となります。

また、65歳以上の高齢者人口は年々増加しており、高齢化率も30%台を推移しています。要支援・要介護認定者の増加や障害手帳の保持者も2,500人前後を推移しています。

災害が発生した時に困ることについて、「救助を求めて助けてくれる人がいない」が12.4%、「救助を求めることができない」が10.9%、「介助や支援が受けられない」が10.3%となっており、災害時に備えた安全・安心な地域づくりが求められています。（P38 参照）

第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

社会情勢や地域社会の変化により、今まで以上に課題が複雑かつ多様化してきています。

市民が住みなれた地域で安全・安心に生活し、年齢や性別、障害の有無にかかわらず、個人として尊重され、住民同士が支えあい、適切な支援が受けられるようなまちづくりが求められています。

今後、地域共生社会の実現に向け、高齢、障害、児童、生活困窮者支援などの制度の枠にとらわれない取組を進めていく必要があります。

本市は、これまで人づくりに力を入れ、地域の主体性を重視し、協働によるまちづくりを推進してきました。今後も引き続きこの方向性を継承するとともに、誰もが地域社会で活躍し、一人ひとりの暮らしに寄り添い、地域全体で見守り、共に支えあっていくことが重要です。

本計画では、市政運営の基本方針である「第6次結城市総合計画」の保健福祉分野で掲げている「みんなで支えあい 安心して暮らせる地域福祉を目指そう」の実現に向け、地域福祉の充実に取り組みます。

また、地域共生社会の実現と第1期計画からの「市民が主体となるまちづくり」「自己実現できるまちづくり」「つながり・ささえあいのあるまちづくり」の3つの柱をもとに、「共に支えあい やさしさをつむぐまち 結城」を基本理念とし、市民、地域団体、企業・事業所、行政など多様な主体が地域福祉に関心をもち、それぞれが持つ強みや機能を発揮しながら、連携・協働することで、包括的に支えあうことができる地域共生社会の実現を目指します。

なお、本計画においては、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、社会福祉法第116条の5に規定する「重層的支援体制整備事業実施計画」の方向性を示すものとします。

基本理念

共に支えあい やさしさをつむぐまち 結城



2 基本目標

基本理念の実現に向けて、次の3つを基本目標として設定し、様々な取組の展開を図っていきます。

基本目標1 地域を共に支えあう人づくり

制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、一人ひとりが生きがいを感じられる社会をともに創っていくことを目指していく必要があります。

そのため、日頃から支え、支えられる「お互いさま」の関係づくりに向け、一人ひとりの支えあいの意識の向上を図ります。

地域福祉を担う人材や団体は、地域福祉を進める上で欠くことができません。多様化する地域課題の解決に向けて、柔軟かつ機動的な活動の実践者としての役割が期待されており、今後も次代の地域福祉を担う人材・団体を育成・支援し、担い手の確保を図ります。

基本目標2 誰一人取り残さない支援体制づくり

高齢者や障害者、子育て、生活困窮等の分野ごとの支援体制を充実するとともに、各分野が相互に連携しながら、地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応する包括的な支援体制を構築し、社会的孤立を防ぎ、制度の狭間を作らない仕組みづくりを推進します。

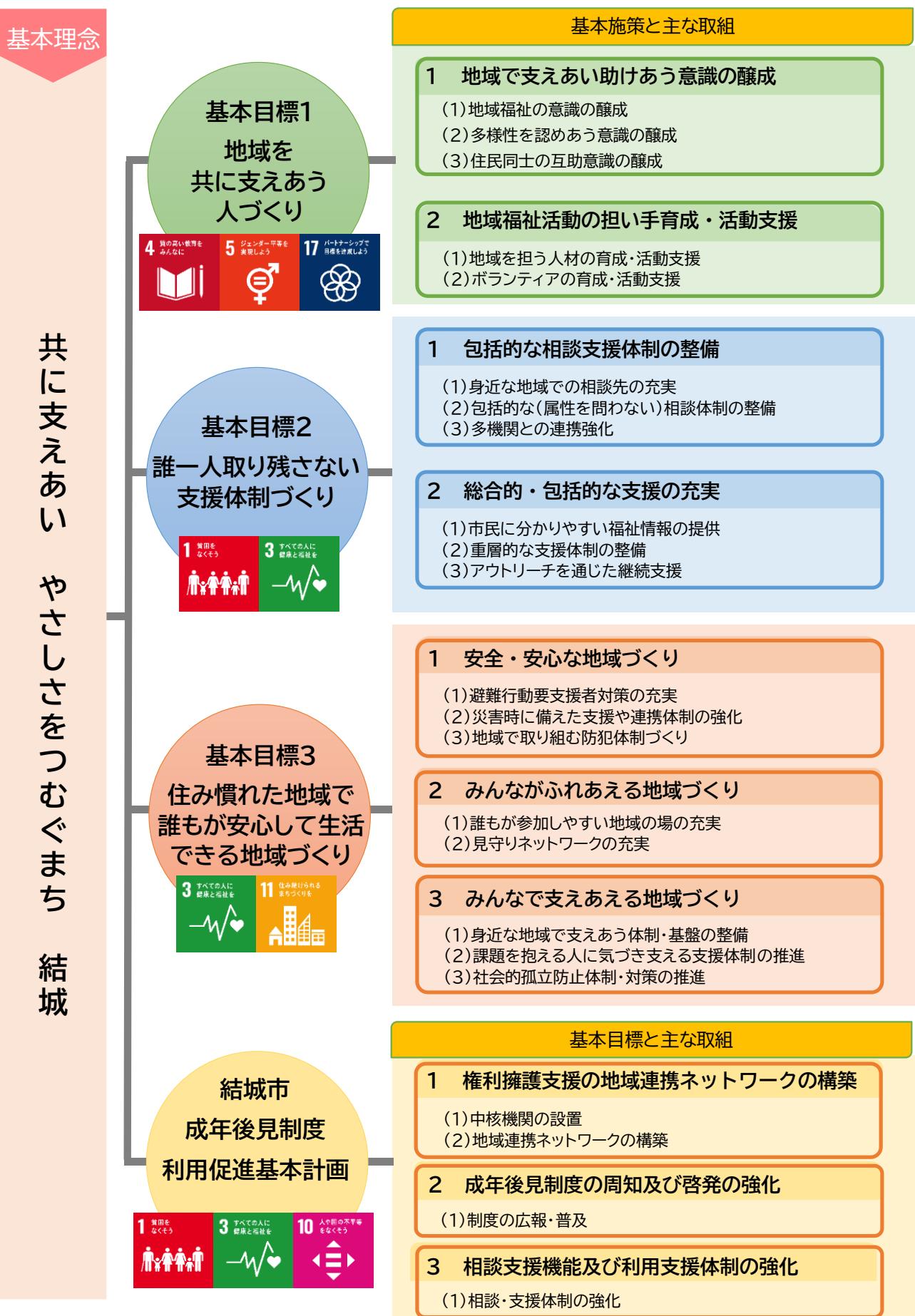
また、多様化した生活課題の解決を図り、誰もが社会参加できる社会環境の実現を目指し、公共サービスのみならず、多様な民間サービスの振興に努めるとともに相互の連携を図り、地域福祉の一層の向上に努めます。

基本目標3 住み慣れた地域で誰もが安心して生活できる地域づくり

地域でいつまでも安全・安心に暮らせるよう、「地域の安全は地域で守る」という考え方のもと、見守りが必要な人が緊急時や災害時に孤立しないため、日頃からの見守り体制の充実や避難行動要支援者名簿の活用等を促進し、的確な支援につなげます。

また、生活に対する支援や、防災訓練等の活動支援、防犯対策の推進など地域で安心して暮らせる環境づくりを推進します。

3 計画の体系

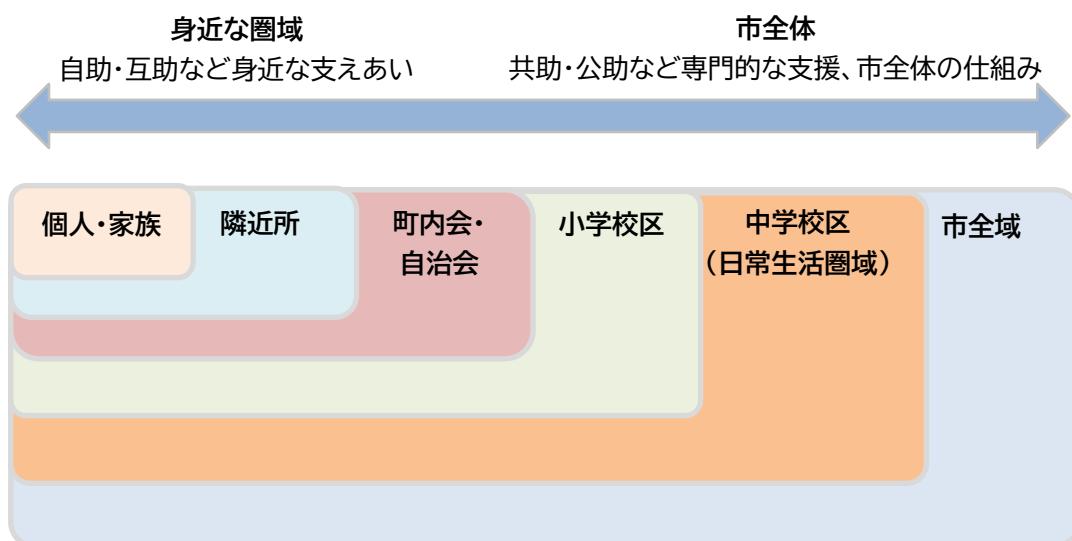


4 地域福祉圏域の設定

地域福祉の推進にあたり、「地域」のとらえ方や地域活動の範囲は、地域の課題や取組の大きさ、範囲によって、その時々で異なります。

本計画では、地域の範囲を市全域、中学校区(日常生活圏域)、小学校区、町内会・自治会、隣近所と重層的にとらえ、適切な範囲で取組を推進します。

■地域の範囲の捉え方



身 近 な 圏 域	地域づくり、コミュニティ活動	<ul style="list-style-type: none"> ●地域資源に着目した地域づくりの支援体制を強化します。 ●地域の変化をとらえた地域のあり方やコミュニティ活動を地域で話しあう体制を整えます。
	交流・居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の中で福祉が特別なものにならないよう、身近な地域で市民、民生委員児童委員、町内会、集合住宅等の自治会、社会福祉協議会、社会福祉施設、福祉サービス事業者、企業・商店、NPO法人等の主体が協働できる拠点づくりを検討します。
市 全 域	多機関協働による包括的な相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ●市がこれまで実践を積み重ねてきた多職種・多機関連携による相談対応を基盤に、制度の狭間の課題や複合的な課題に対応する仕組みを整えます。 ●早期発見・早期対応ができるよう、関係機関が連携した見守りやアウトリーチの体制づくりを進めます。

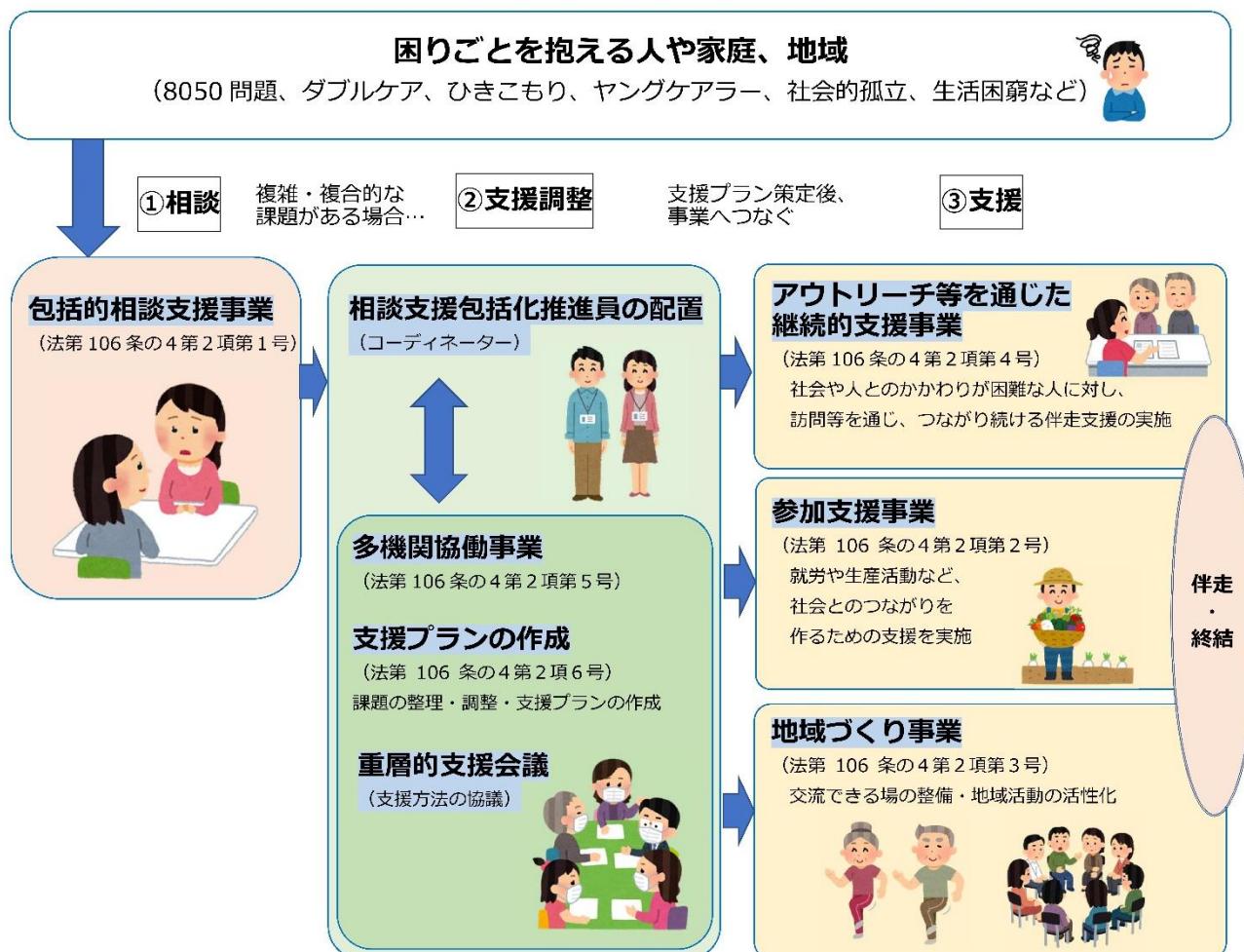
■地域づくりのイメージ



5 重層的支援体制整備事業について

重層的支援体制整備事業の目指す包括的支援体制の構築は、高齢期の地域包括ケアシステムをすべての世代に普遍化したものです。地域住民が様々な分野の活動に参加する機会を確保して、制度の狭間や社会的孤立・排除という課題に対しても、分野を超えた関係機関と地域の関係者が話しあい、共通の目的を持ちながら課題を解決し、地域福祉の推進を図ります。

■重層的支援体制整備事業イメージ図



第4章

地域福祉の推進に向けた取組

第4章 地域福祉の推進に向けた取組

基本目標1 地域を共に支えあう人づくり

基本施策1 地域で支えあい助けあう意識の醸成

【本市の目標】

地域での支えあい、助けあいの意識を育むため、子どもの頃からの福祉教育や地域での様々な活動への参加・体験を通して、福祉意識の向上を推進するとともに、誰もが活躍できる地域社会を目指して互いに認めあう意識の醸成に向けた啓発に努めます。

また、市民が生涯にわたって、福祉や地域福祉について学ぶ機会が得られるよう、各種講座等を開催します。

(1) 地域福祉の意識の醸成

地域には、高齢者や障害者など様々な人が暮らしています。誰もが安心して暮らしていくよう普段から地域福祉への理解・関心を深めていく必要があります。地域共生社会の実現に向けて地域福祉の意識の醸成に取り組みます。

各小中学校における「総合的な学習の時間」等の中での福祉体験学習や、人権教育、社会教育の充実、福祉講演会の開催などを通じて、福祉に対する理解を深め、福祉教育を推進します。

また、地域での支えあい、助けあいの意識を育むため、子どもの頃からの福祉教育や地域での様々な活動への参加・体験を通して、福祉意識の向上を推進します。

■取組

No.	取組内容	担当部署
1-1-(1)-1	ボランティア活動を通じて社会福祉への関心の向上を促し、たすけあいの精神を養成するため、福祉教育を推進する。	生涯学習課
1-1-(1)-2	中学校と同中学校区内小学校とが連携して人権教育や豊かな心の育成を図り、地域において福祉意識をもった次世代の地域福祉の担い手を育成する。	指導課
1-1-(1)-3	住民が福祉や人権に関する正しい知識と理解を深め、身近な問題として関心を持てるよう広報活動を推進する。	社会福祉課 人権推進課

No.	取組内容	担当部署
1-1-(1)-4	障害者への理解を促進するため、「障害者週間」での講演会・研修会など様々な啓発活動を推進する。	社会福祉課

■目標指標

指標の内容	現状値(令和3年度)	目標値(令和9年度)
市内中高生の登録ボランティア数	50人	100人

(2)多様性を認めあう意識の醸成

誰もがその人なりの個性をもって生まれてきたかけがえのない存在です。

地域には、性別や年齢、人種や国籍といったそれぞれの属性・特性をもった人々が、様々な状況・環境の中で生きてています。こうした特性や状況・環境など互いの違いを認め尊重し合えるよう、多様性を認めあう意識の醸成に取り組みます。

■取組

No.	取組内容	担当部署
1-1-(2)-1	障害者週間、共同募金期間等のイベント実施、福祉体験学習等の事業と連携し、ノーマライゼーション理念の普及啓発に努める。	社会福祉課
1-1-(2)-2	地域共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築に向けて、特別支援学級と普通学級との交流の機会の質を高める。 市内小・中学校における通常学級、通級による指導、特別支援学級といった連続性のある「多様な学びの場」の充実を図る。	指導課
1-1-(2)-3	ボランティアや福祉関係者と地域住民との交流会の実施を支援する。	社会福祉課

■目標指標

指標の内容	現状値(令和3年度)	目標値(令和9年度)
ノーマライゼーション理念の普及啓発のための研修会・学習会の開催	2回	2回

(3)住民同士の互助意識の醸成

核家族化や共働き世帯の増加による生活スタイルの変化、集合住宅の増加など都市構造の変化により、地域のつながりが希薄になっています。

ひと昔前の「向こう三軒両隣」のような「お互い様」のつながりを積み上げていくコミュニティの良いところを参考にしながら、互いに助けあい支えあえるよう住民同士の互助意識の醸成に取り組みます。

■取組

No.	取組内容	担当部署
1-1-(3)-1	地域の支えあい活動を推進するため、生活支援体制整備事業協議体活動を推進する。	介護福祉課
1-1-(3)-2	市民活動支援センター登録団体等が行う地域活動を一部支援する。	まちづくり協働課

■目標指標

指標の内容	現状値(令和3年度)	目標値(令和9年度)
近所付き合いを困ったときに助けあう関係にしたい割合(アンケート)	49.1%	60.0%

基本施策2 地域福祉活動の担い手育成・活動支援

【本市の目標】

地域で発生した福祉ニーズを適切な支援に結びつけられるよう、支援する役割を担っている者や団体の活動支援のために情報提供や研修会を開催し、地域福祉の活性化を目指します。

また、ボランティア活動・市民活動に参加しやすい環境をつくるため、各機関と連携し、市民活動のすそ野拡大に資する様々な事業を展開します。

(1) 地域を担う人材の育成・活動支援

地域には得意分野を持った多様な人材が存在しています。それらの人々を発掘し、主体的につながり、協力しあいながら活動できるよう担い手の育成に取り組みます。

また、民生委員児童委員等をはじめとする地域福祉の担い手の活動を支援し、活動しやすい環境づくりに努めます。

■取組

No.	取組内容	担当部署
1-2-(1)-1	幅広い年代へ向けて地域福祉活動の参加につながる福祉情報の発信を行う。	社会福祉課 子ども福祉課 介護福祉課 社会福祉協議会
1-2-(1)-2	民生委員児童委員やボランティア団体等へ福祉情報を提供し、活動の支援を行う。	社会福祉課
1-2-(1)-3	社会福祉協議会と連携し、地域を担うリーダー育成に取り組む。	社会福祉課 社会福祉協議会

■目標指標

指標の内容	現状値(令和3年度)	目標値(令和9年度)
民生委員児童委員活動充実のための研修の実施	8回	8回

(2)ボランティアの育成・活動支援

本市には様々な分野のボランティアが多数活躍しています。ボランティア活動は自己実現の二字を満たすだけでなく、その活動の広がりによって、様々な仲間とともに支えあい交流する機会となっています。

ボランティアをはじめとする地域福祉の各分野に携わる様々な職種の人材は地域福祉を支える重要な担い手であり、多様化する地域課題の解決のため、柔軟かつ機動的な活動の実践者としての役割が期待されています。

ボランティアの育成と活動を支援することで地域福祉の充実に取り組みます。

■取組

No.	取組内容	担当部署
1-2-(2)-1	食生活改善推進員、運動普及推進員、介護予防サポートへの養成や活動支援、ゲートキーパーや認知症サポート養成研修を実施する。	社会福祉課 介護福祉課 健康増進課
1-2-(2)-2	ボランティア意識の向上を図り、各種講座の開催、研修会の参加を進め、新たにボランティア団体の育成を行う。	社会福祉課 社会福祉協議会

■目標指標

指標の内容	現状値(令和3年度)	目標値(令和9年度)
各種ボランティアの育成及び活動支援	実施	実施

基本目標2 誰一人取り残さない支援体制づくり

基本施策1 包括的な相談支援体制の整備

【本市の目標】

身近な地域における生活上のあらゆる相談に対応するとともに、支援が必要な場合には、途切れることなく迅速に関係する機関につないでいく支援体制を推進します。

また、支援を必要とするすべての人が地域で安心して暮らすことができるよう、保健・医療・福祉の分野が相互に連携しながら支援を行うための体制づくりを推進します。

さらに、複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の整備に努めます。

(1) 身近な地域での相談先の充実

少子化や核家族化によって地域のつながりが希薄化している中、誰に相談してよいのかわからず、孤立してしまうケースが増えています。地域の中で身近に相談先があれば安心して生活することができます。地域の中のつながりを大切にした地域の身近にある相談先の充実に取り組みます。

■取組

No.	取組内容	担当部署
2-1-(1)-1	民生委員児童委員が身近な相談先であることの活動内容を周知する。	社会福祉課
2-1-(1)-2	市の各担当課相談窓口、地域包括支援センター、子育て世代包括支援センター、子育て支援センター、障害者基幹相談支援センター等を周知する。	保健福祉部
2-1-(1)-3	各出張所でのオンライン相談の充実を図る。	保健福祉部

■目標指標

指標の内容	現状値(令和3年度)	目標値(令和9年度)
ホームページやSNS、広報等を活用した相談窓口の周知	実施	実施

(2)包括的な(属性を問わない)相談体制の整備

複合化・複雑化した課題が、現状の支援体制では見逃されてしまうケースが出てきています。

各分野が相互に連携しながら、複雑化・複合化した課題に対応する包括的な(属性を問わない)相談体制を構築し、制度の狭間を作らない支援体制を整備します。

また、関係機関のネットワークを活かしながら、初期段階の相談対応から、継続的・専門的な援助まで対応する総合的な相談・支援を通じて、制度の垣根を越えた横断的・多面的な援助を行います。

■取組

No.	取組内容	担当部署
2-1-(2)-1	高齢、障害、子ども、生活困窮の分野の既存の相談支援機関が地域の様々な関係機関と連携を図りながら、相談者の世代や属性を超えた包括的な相談支援を実施する。	保健福祉部
2-1-(2)-2	初期相談窓口の強化・質の向上を図り、市民の困りごとや要望に迅速に対応できるようにする。多種多様な相談に応じるため研修会等を実施し質の向上に努める。	保健福祉部
2-1-(2)-3	消費者意識の高揚、広報・啓発、相談業務を推進する。	消費生活センター
2-1-(2)-4	外国人からの行政手続きや生活に関する相談に迅速に対応できるよう多言語での通訳・翻訳を行う一元的相談窓口を設置する。	企画政策課

■目標指標

指標の内容	現状値(令和3年度)	目標値(令和9年度)
包括的な相談支援体制の整備	—	実施

(3)多機関との連携強化

複合化・複雑化した課題を解決するためには、地域における各支援関係機関の連携が必要となります。それぞれの支援機関の役割を明確にして、継続的な支援ができるよう多機関連携の強化に取り組みます。

福祉相談窓口で重要な役割を担うこととなる相談支援包括化推進員を養成・配置し、既存の相談支援機関の専門職への助言・支援を行い、単独の相談支援機関では対応が困難な事例の整理を行います。

■取組

No.	取組内容	担当部署
2-1-(3)-1	既存の相談支援事業や地域づくりの取組を活用し、分野を超えた関係機関や地域住民との連携・協働を図り、重層的で包括的な支援をコーディネートする地域福祉相談支援包括化推進員を養成・配置する。	保健福祉部
2-1-(3)-2	既存の相談支援機関の専門職への助言・支援を行い、単独の相談支援機関では対応が困難な事例の調整役を行う。支援関係者がチームを形成して、重層的支援会議等で情報共有や役割分担、支援の方向性の整理を行い、包括的な支援体制を構築できるよう支援する。	保健福祉部
2-1-(3)-3	重層的支援会議を開催し、個別の「支援プラン」を作成して支援する。	保健福祉部
2-1-(3)-4	「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」を支えるため、連携支援ツールとして、ネット上で多機関の支援者が対象者の情報や支援の内容を相互に共有することができる情報共有基盤システムの導入、活用を検討する。	保健福祉部

■目標指標

指標の内容	現状値(令和3年度)	目標値(令和9年度)
地域福祉相談支援包括化推進員の配置	—	配置

基本施策2 総合的・包括的な支援の充実

【本市の目標】

生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対して、関係機関と連携し、早期把握に努めるとともに、経済的課題等に関する包括的な相談支援や就労等に関する支援等を行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図ります。

住民目線での福祉情報の提供に取り組む他、相談窓口での個別相談、アウトリーチによる訪問等により、本人も気づいていない課題も含めた洗い出しを行い、利用できる支援制度の案内や手続きの補助など、相談者に寄り添った支援を行います。就労支援としてハローワークとも連動し、適性や希望に沿った求人の紹介、就職活動へのアドバイスなどを行います。

また、社会的ひきこもり対策への取組は、学校や事業主、地域住民等の多様な主体と協働し、安心して暮らせる社会の実現に向けた取組を推進していきます。

(1)市民に分かりやすい福祉情報の提供

自助・互助・共助・公助による地域福祉を進めていく上では、適切な情報発信・情報提供が不可欠です。現代においては情報が氾濫している一方で、アンケート結果にもあるように、福祉や地域福祉活動に関する情報が必要な人へ十分に届いていない状況です。

年齢によって活用する媒体が異なることも踏まえ、住民目線での情報発信に取り組みます。

■取組

No.	取組内容	担当部署
2-2-(1)-1	福祉サービスに係る案内の一元化を図る。	社会福祉課 子ども福祉課 介護福祉課
2-2-(1)-2	市広報紙及びホームページに、地域福祉推進に関わる情報、地域の取組状況、市民の声等を掲載することにより、わかりやすく親しみやすい福祉情報の提供を図る。	秘書課 社会福祉課 子ども福祉課 介護福祉課
2-2-(1)-3	障害者の方に声の広報としてCDに広報を朗読録音して送付する。また、点字による広報を実施する。	社会福祉課

■目標指標

指標の内容	現状値(令和3年度)	目標値(令和9年度)
市ホームページへ福祉事業をまとめたページの開設	—	開設

(2)重層的な支援体制の整備

地域住民の世代や属性を問わず、福祉、介護、住まい、就労、教育に関する複雑で複合的な課題や地域からの孤立などの問題を抱えている人もいます。

地域住民の属性を問わない相談について包括的に受け止め、早期から課題解決に向け対象者の状態に合った適切な支援につなげられるよう支援の充実に取り組みます。

■取組

No.	取組内容	担当部署
2-2-(2)-1	<p>既存の社会参加に向けた事業では対応できない対象者が抱える複合的な生活課題を把握し、地域社会とのつながりを再構築して社会参加するために、対象者の状態に合った支援メニューをつくる。</p> <p>また、対象者が地域社会とのつながりを継続できるよう、定期的に訪問するなどフォローアップを行い、さらに既存の福祉サービスを実施する事例や社会福祉法人による地域の公益的な取組との連携を図り、狭間のニーズへも働きかける。</p>	保健福祉部
2-2-(2)-2	生活保護に至る前段階での自立支援対策として、自立相談支援員が就労、居住の確保、その他自立に関する自立相談支援、自立のためのプラン作成を行う。	社会福祉課
2-2-(2)-3	生活困窮者、高齢者、障害者、ひとり親家庭等のうち、就労に困難を抱える者について、段階に応じた適切な支援をするとともに、情報を共有しながら就労支援の相談・職業紹介を実施する。	社会福祉課 子ども福祉課 介護福祉課 商工観光課
2-2-(2)-4	貧困の連鎖を防止するため、生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の子どもに対し、学習支援・進路相談を行う。	社会福祉課

■目標指標

指標の内容	現状値(令和3年度)	目標値(令和9年度)
支援プランに基づいた社会参加支援	－	実施

(3)アウトリーチを通じた継続支援

地域の中には制度の隙間に埋もれ、複雑化・複合化した課題を抱えているにもかかわらず、支援が届いていない人もいます。

このような対象者に対して、アウトリーチを含む早期的な対応ができるよう取り組みます。

■取組

No.	取組内容	担当部署
2-2-(3)-1	障害のある人及びその家族や事業所職員を対象に、訪問による相談支援を行う。	社会福祉課
2-2-(3)-2	健康等に課題のある人及び家族を対象に、訪問による相談支援を行う。	健康増進課
2-2-(3)-3	地域包括支援センターによる個別訪問を行う。	介護福祉課
2-2-(3)-4	民生委員児童委員による訪問(地域活動)を行う。	社会福祉課
2-2-(3)-5	訪問型家庭教育支援を行う。	生涯学習課

■目標指標

指標の内容	現状値(令和3年度)	目標値(令和9年度)
アウトリーチを通じ支援プランに基づいた継続的支援	—	実施

基本目標3 住み慣れた地域で誰もが安心して生活できる地域づくり

基本施策1 安全・安心な地域づくり

【本市の目標】

行政・支援者・事業者が連携を取り、緊急時にスムーズな避難が実行できる仕組みづくりを進めます。避難行動要支援者の登録勧奨を進めるとともに、要支援者自身が緊急時の避難方法や避難場所をあらかじめ決めておけるように支援を行います。

地域においては、「自助・互助・共助・公助」の取組を強化し、地域の防災意識の向上や防犯体制の充実を図ります。

さらに、社会福祉法人等との連携を図り、備蓄物資の整備や避難所開設訓練などを行い、より実効性のある避難活動の実現に向けた取組を進めます。

(1) 避難行動要支援者対策の充実

近年、豪雨や台風などの大規模な自然災害が頻発し、地震も含め自然災害は、いつ襲ってくるかわかりません。

災害発生時に自分の身を守ることが困難な避難行動要支援者に対し、個々の状況に応じたきめ細かな支援を行うとともに、個人情報の保護に配慮しつつ、要支援者の状況把握を行い、避難情報や安否情報確認の伝達、ハザードマップの周知など、避難支援全般にかかる協力体制の整備を推進します。

■取組

No.	取組内容	担当部署
3-1-(1)-1	災害時の救済等に役立てるため、希望者に対し要支援者名簿の登録勧奨をするとともに、関係機関と協力し、更新・見直しを行う。	社会福祉課
3-1-(1)-2	福祉専門職と連携して、結城市避難行動要支援者支援制度実施要項により、名簿登録のある要支援者ごとに「個別計画」の作成をすすめる。	社会福祉課
3-1-(1)-3	市タイムライン(防災行動計画)やハザードマップに基づく避難行動要支援者の安否確認体制の構築を図る。	社会福祉課 防災安全課 市民課

■目標指標

指標の内容	現状値(令和3年度)	目標値(令和9年度)
福祉専門職が参画した避難行動要支援者個別計画の作成	—	作成済

(2)災害時に備えた支援や連携体制の強化

災害発生時は、誰もが不安を感じますし、「災害弱者」といわれる住民においては、より心細く感じることでしょう。

避難行動要支援者の調査を進めていく中で、災害時に必要となる福祉避難所の確保に努め、高齢者福祉施設や障害者支援施設等と連携し、災害時における福祉避難所の設置を進めます。

自然災害等への対策や、地域で支えあうための組織づくりを支援します。

また、新型コロナウイルス感染症や新型インフルエンザ等の感染症発生時においては、感染症拡大防止の観点を踏まえつつ、市民、関係機関に適切な情報提供を行います。

■取組

No.	取組内容	担当部署
3-1-(2)-1	すべての地区で、自主的な防災活動を実施できるよう、自主防災組織の設立・育成支援を行う。	防災安全課
3-1-(2)-2	災害時に迅速に福祉避難所が開設できるよう福祉部局と防災担当部局の連携を図り、要支援者が安全に避難できるよう検討する。	防災安全課 社会福祉課 介護福祉課
3-1-(2)-3	関係機関との連絡調整等を行い、災害ボランティアセンターを立ち上げ、ボランティアの受入体制を構築し、災害ボランティア活動が円滑に行えるよう必要な訓練及び活動を行う。	社会福祉協議会
3-1-(2)-4	関係機関との連携を図るため、安否確認訓練を実施する。	社会福祉課 防災安全課 市民課

■目標指標

指標の内容	現状値(令和3年度)	目標値(令和9年度)
福祉部局と防災担当部局の連携会議	—	2回

(3)地域で取り組む防犯体制づくり

近年の犯罪手口は、多様化・巧妙化する傾向にあり、子どもや高齢者が被害者となるケースは後を絶ちません。

安全な住民生活を脅かす犯罪や事故を事前に防止するため、地域の実態に応じた防犯対策や危険箇所対策を推進するとともに、ボランティアが行う地域安全運動を支援します。

また、防犯ボランティアの組織の強化、育成を図り、地域住民との協力体制を確立するなど、安全で安心なまちづくりを推進します。

■取組

No.	取組内容	担当部署
3-1-(3)-1	防犯意識高揚のための広報活動の充実、地域ごとの防犯サポーターの支援・充実を図る。	防災安全課
3-1-(3)-2	子どもが緊急時に避難できるように通学路や遊び場近くに、「こどもを守る 110 番の家」のステッカーを貼り、子どもを保護する家庭の登録事業を推進する。	生涯学習課

■目標指標

指標の内容	現状値(令和 3 年度)	目標値(令和 9 年度)
防犯ボランティア団体数	11団体	14団体

基本施策2 みんながふれあえる地域づくり

【本市の目標】

世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を確保し、健康づくりや生きがい、多世代交流、就労、子育て支援、サロン等の多様な活動と人とをコーディネートすることにより、支えあいの地域づくりに取り組みます。

地域でのふれあいや交流の場を通して、さりげない見守りができる地域づくりを推進します。

(1)誰もが参加しやすい地域の場の充実

社会構造の変化にともない地域のつながりが希薄化しており、地域の様々な互助機能の低下が生じています。

誰もが参加しやすい社会参加の場や、社会に関わりを持つことができる機会を充実させ、「支える」「支えられる」の立場を超えて生きいきと生活できるように、高齢者の生きがいづくりや障害者の社会参加の促進に取り組みます。また、地域の誰もが孤立することなく地域社会に参加することができるよう、農福連携などの新たな事業の実施に向けた取組を進めます。

また、地域の団体、民生委員児童委員、ボランティア、社会福祉法人、NPO などが協働し、地域住民の身近な場所にサロンやカフェ、子ども食堂や学習支援などの多様な居場所づくりを推進するとともに、属性を問わず参加が可能な居場所づくりを目指します。

■取組

No.	取組内容	担当部署
3-2-(1)-1	世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を確保し、健康づくりや生きがい、多世代交流、就労、子育て支援、サロン等の多様な活動と人とをコーディネートすることにより、支えあいの地域づくりに取り組む。	保健福祉部
3-2-(1)-2	「農福連携(農業・福祉の連携)」の取組の実施に向けて、関係機関等の協力を得ながら調査・研究を進める。	農政課 社会福祉課
3-2-(1)-3	各種施策における「集いの場」の協働、マッチング、世代を超えた情報交換の場の創出。社会福祉協議会が関わっている高齢者サロン・ふれあいサロン・子ども食堂を支援する。	社会福祉課 社会福祉協議会 介護福祉課

No.	取組内容	担当部署
3-2-(1)-4	障害者及び障害児に対して、日中活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図るための場の提供を行う。	社会福祉課
3-2-(1)-5	認知症の人やその家族、地域住民や専門職など誰でも参加でき、お茶を飲みながらレクリエーションや情報交換、当事者間の交流、専門職への相談が行える集いの場を設置します。	介護福祉課
3-2-(1)-6	食生活改善推進員、運動普及推進員、シルバーリハビリ体操指導士などが、地域の身近な場所で住民主体の通いの場づくりを推進する。	介護福祉課 健康増進課
3-2-(1)-7	子育て支援センターにおいて、子育てに関する情報交換や相互交流の場の提供を行う。	子ども福祉課

■目標指標

指標の内容	現状値(令和3年度)	目標値(令和9年度)
世代や属性を超えた地域づくり	－	実施

(2)見守りネットワークの充実

子どもたちが下校中に事件に巻き込まれたり、認知症の方が行方不明になったりすることがあります。また、一人暮らしの高齢者や高齢者世帯も増えています。

子どもや高齢者、障害者などの命・安全を守れるよう防犯・見守り活動の意識を高めるとともに、地域でのふれあいや交流の場も含めた見守りネットワークの充実に取り組みます。

■取組

No.	取組内容	担当部署
3-2-(2)-1	見守り活動に関する協定に基づき日常的な見守り・支援体制を推進する。	社会福祉課 子ども福祉課 介護福祉課
3-2-(2)-2	徘徊高齢者等 SOS ネットワークを推進する。	介護福祉課
3-2-(2)-3	認知症の人やその家族、地域の方等が気軽に集えるオレンジカフェを開催し、さりげない見守り支援を充実させる。	介護福祉課
3-2-(2)-4	ひとり暮らし高齢者宅へ、週1回乳酸飲料を配達し、安否確認等を行う。(愛の定期便)	介護福祉課
3-2-(2)-5	子どもたちの通学等の安全のための見守りを継続する。	学校教育課

■目標指標

指標の内容	現状値(令和3年度)	目標値(令和9年度)
見守り協定連携強化会議開催数	—	1回

基本施策3 みんなで支えあえる地域づくり

【本市の目標】

住民一人ひとりが声かけや見守り活動などへ積極的に参加し、課題を抱える人を地域で孤立させないように助け合い、協力し合える地域づくり、安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進します。

さらに高齢者、障害者、子どもなどの虐待やDVの予防、早期発見、早期対応を図るため、広報・啓発事業や関係機関との連携推進など、体制整備を図ります。

こうした取組を、早期からの予防的な取組とともに、迅速に対応できるよう、「自助・互助・共助・公助」の組み合わせにより推進していきます。

(1) 身近な地域で支えあう体制・基盤の整備

ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、認知症の高齢者の増加が見込まれます。

医療・介護のサービス提供だけではなく、民間企業、NPO法人、ボランティア等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、住民主体の日常生活を支えていく生活支援サービスの体制整備を推進します。

また、生活上の福祉的課題や地域における様々な生活課題に対応するため、支援を必要とする人たちとその家族・その他関係諸機関などが相互に連携を図りながら、地域における取組を推進します。

また、生活の利便性向上を図るため、日常の移動が困難な高齢者等を支援するとともに、ご近所がつながる場の提供、見守り支援を併せて行います。交通手段の確保のため、市内巡回バスを継続して運行し、障害者や高齢者等の外出支援や社会参加を推進します。

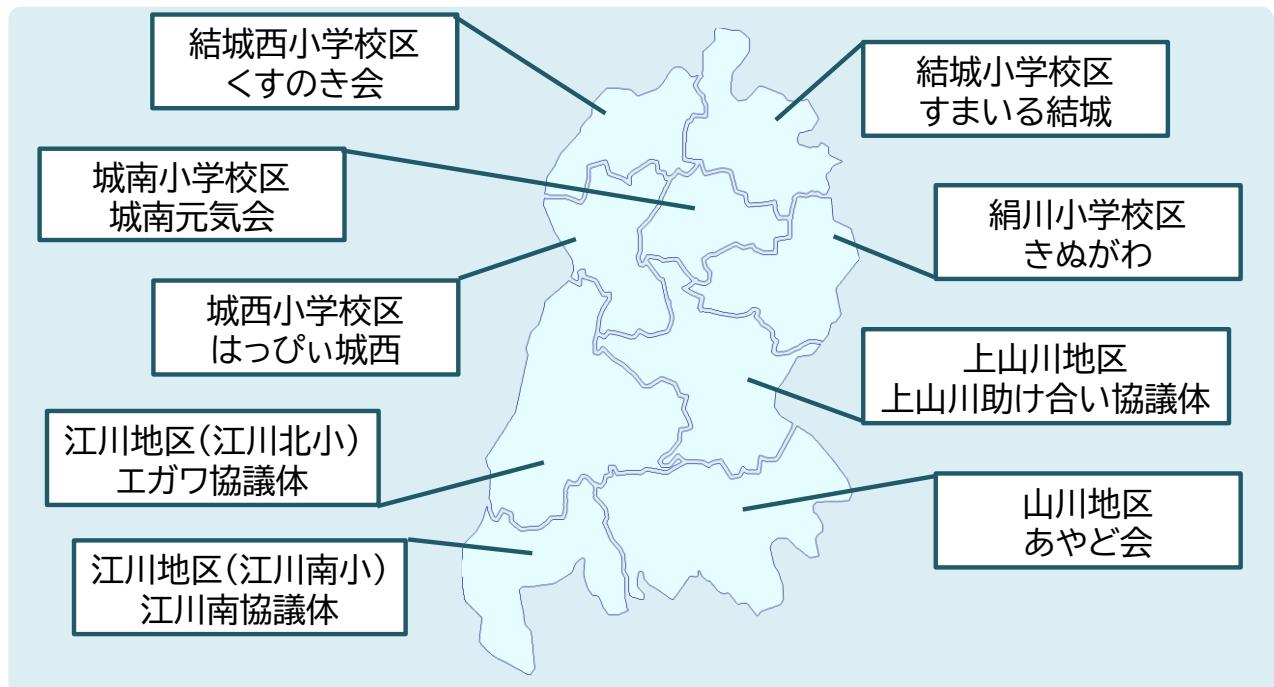
■取組

No.	取組内容	担当部署
3-3-(1)-1	地域における高齢者の自立した日常生活を確保するため、ボランティアなどの多様な主体による様々な生活支援・介護予防サービスの支援体制の充実・強化を推進する	介護福祉課
3-3-(1)-2	巡回バスの運行による交通弱者等の交通手段を確保する。	企画政策課

■目標指標

指標の内容	現状値(令和3年度)	目標値(令和9年度)
協議体から創出されるサロン数	-	3ヶ所

●協議体の設置状況



●活動風景



協議体では、生活支援や介護予防に関する支援の体制整備に向け、多様な主体による定期的な情報共有及び連携・協働による取り組みを推進しています。

●協議体の成果物(一例)

子ども達の登下校時の見守りをしましょう

仕事をしながら、散歩をしながら
防犯と交通事故防止に協力しよう。

生活支援体制整備事業は、地域の
助けあい・支えあいを目的に活動して
います。

上山川助けあい協議体

(2)課題を抱える人に気づき支える支援体制の推進

少子高齢化など社会構造の変化により、家族や社会との関係が希薄化し、孤独・孤立に陥ってしまう住民もいます。

地域住民の理解と協力を得ながら、地域で孤立させない支援体制を推進します。

また、罪を犯した人等に対して、学びの継続や就労に向けた支援、必要な保健・医療・福祉サービスをするためのサポートなど、円滑な社会復帰を支援することやすべての市民が安全・安心に暮らすことができる事業を推進します。

■取組

No.	取組内容	担当部署
3-3-(2)-1	子どもの成長過程の様々な課題に応じた切れ目のない支援体制を構築するため、子どもとその家庭に関わる部署の相互理解と連携を深めることを目的とした庁内会議(子ども地域支援連携会議)を開催する。	子ども福祉課 社会福祉課 健康増進課 指導課
3-3-(2)-2	障害者・児童・高齢者の虐待の早期発見や早期支援に対応できる体制を整備し、ネットワークを構築する。 虐待の早期発見に向けた取組として、各分野の関係者が連携して情報共有を図る。	保健福祉部
3-3-(2)-3	児童の養育者、ひとり親、寝たきり高齢者、障害者等に対し、手当支給による支援事業を行う。	社会福祉課 子ども福祉課 介護福祉課
3-3-(2)-4	助成対象を拡充して、妊娠婦及び高校生までの医療費を助成する。	保険年金課
3-3-(2)-5	保護観察所や保護司をはじめとする民間協力者及び関係機関と連携して、再犯防止についての広報・啓発活動を推進する。また、罪を犯した人等が罪を償い、地域社会において円滑に立ち直ることができるよう、保護司や関係機関と連携を図る。	社会福祉課

■目標指標

指標の内容	現状値(令和3年度)	目標値(令和9年度)
子ども地域支援連携会議の開催	1回	2回

(3)社会的孤立防止体制・対策の推進

新型コロナウイルス感染症の影響により、地域で孤立している人がこれまで以上に見えにくくなっていることから、社会的孤立の状態にある人の把握は一層困難になっています。

すべての人々を社会の構成員として包み支えあうソーシャルインクルージョンの理念のもと、地域住民が社会から孤立したり、自殺や犯罪等の危険に巻き込まれたりすることのないよう、地域における見守り活動を促進するとともに、町内会・自治会や民生委員児童委員、関係機関等と連携し、それらを未然に防止する体制を推進します。

また、生活困窮者が地域で安心して暮らすことができるよう、課題がより深刻化・複雑化する前に迅速な把握を図り、適切な支援につなげていきます。

■取組

No.	取組内容	担当部署
3-3-(3)-1	長期のひきこもりやセルフネグレクトなど複雑で複合的な生活課題を抱えながらも必要な支援が届いていない対象者に対して、地域住民や関係機関と連携し、本人に寄り添いながらつながり続ける支援を行う。また、信頼関係の形成が図られ、支援の同意が得られた場合は多機関協働事業に移行する。	社会福祉課
3-3-(3)-2	自殺の危険性の高い人の早期発見、早期対応を図る為、地域における「ゲートキーパー」の役割を担う人材を養成するとともに、自殺予防週間、自殺対策強化月間等に合わせ、相談先等の普及啓発を実施する。	社会福祉課

■目標指標

指標の内容	現状値(令和3年度)	目標値(令和9年度)
ゲートキーパーの養成	703人	900人

第5章

成年後見制度利用促進基本計画

第5章 成年後見制度利用促進基本計画

1 計画策定の背景

(1) 計画策定の趣旨

高齢化の進展とともに、認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加が見込まれるほか、知的障害者や精神障害者の増加も見込まれます。今後の医療・福祉・介護のニーズの拡大と併せ、成年後見制度に対する市民ニーズが高まりつつありますが、十分に利用されていない現状があります。

地域共生社会の実現に向け、本人を中心とした支援・活動の考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、地域連携ネットワークの一層の充実など成年後見制度利用促進の取組をさらに進める必要があります。

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な方に代わって、家庭裁判所から選任された支援者(成年後見人等)が本人の預貯金の管理等(財産管理)や日常生活での様々な契約等(身上保護)を行っていく制度です。この制度を十分に普及させていくために、国は、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を施行しました。

この法律で、市町村は国の「成年後見制度利用促進基本計画(平成29年3月策定)」を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めるとともに、中核となる機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めることとされています。

そこで、本市でも「成年後見制度利用促進基本計画」を「第4期ゆうきの地域福祉計画」とともに策定し、成年後見制度の利用促進に向けて取り組みます。

【成年後見制度とは…】

認知症や知的障害、精神障害等により、判断能力が不十分な方の財産や権利を守るために制度です。家庭裁判所に選任された「成年後見人等」が、本人に代わり生活全般にかかる必要な意思決定を支援し、本人が不利益を受けないようにします。

成年後見制度は大きく分けて2つ、法定後見制度と任意後見制度があります。

○法定後見制度

認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な状態となった人の権利を守るために、申立てにより家庭裁判所が選任した支援者がつく制度です。「後見(判断能力が全くない方)」、「保佐(判断能力が著しく不十分な方)」、「補助(判断能力が不十分な方)」という3つの類型があり、本人の判断能力の程度に応じて家庭裁判所が類型を決定します。家庭裁判所が必要に応じて鑑定を行うことがあります。

○任意後見制度

自分の判断能力が低下した時に備えて、あらかじめ支援者を誰にするか、将来の財産管理や身の回りのことについて何を支援してもらうか、自分で決めておくことができる制度です。

(2)計画の位置付け

成年後見制度利用促進基本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項において、各市町村が成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとされていることに基づき、「第8期結城市高齢者プラン21」や「第3次結城市障害者プラン」等との整合、連携を図り基本的な計画を策定するものです。

○成年後見制度の利用の促進に関する法律より抜粋

(市町村の講ずる措置)

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(3)計画の期間

成年後見制度利用促進計画基本計画の期間は、結城市地域福祉計画に準ずるものとします。

今後、成年後見制度利用促進基本計画の見直しに際しては、各種福祉計画等との整合性を図り改訂します。

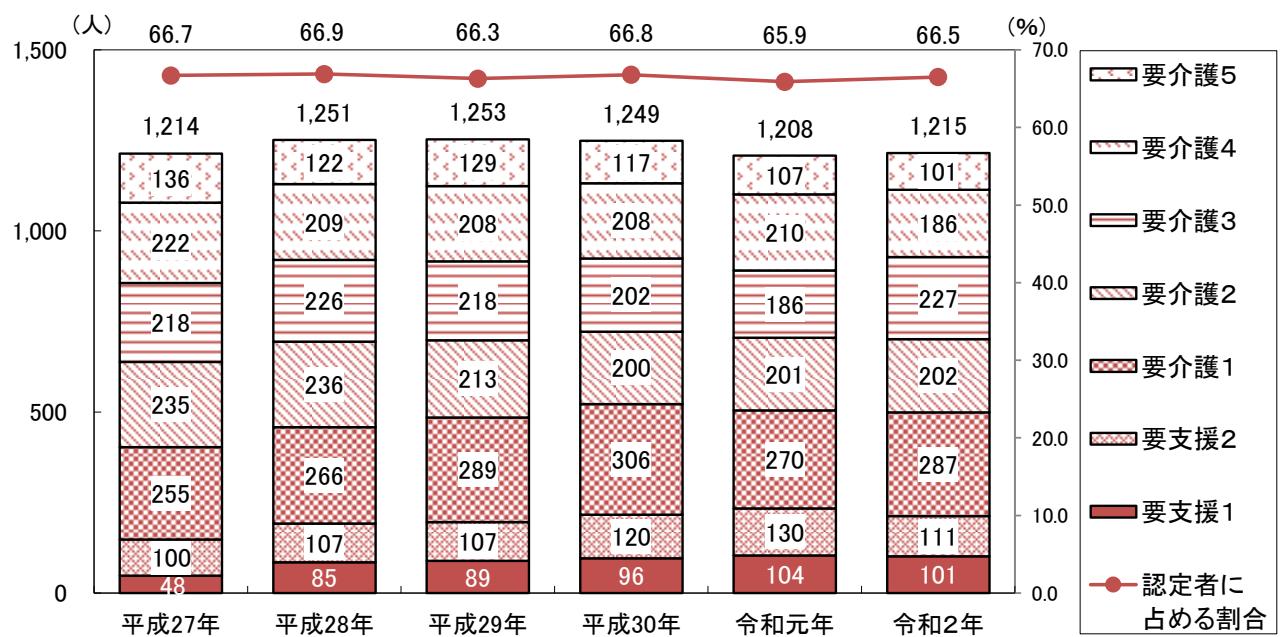
2 本市の現状

(1)高齢者、障害のある人の状況

① 高齢者の状況

令和2年国勢調査によると、本市の総人口は減少している一方、高齢者人口は増加しており、高齢者人口割合においても、今後高齢化が進むと予想され、要支援・要介護認定者数についても増加傾向がみられます。また、第8期結城市高齢者プラン21によると、令和2年10月1日の認知症高齢者の日常生活自立度が「Ⅱ」以上と判断された方は、1,215人となっています。

■認知症日常生活自立度Ⅱ以上の要介護認定者の推移(第1号被保険者)



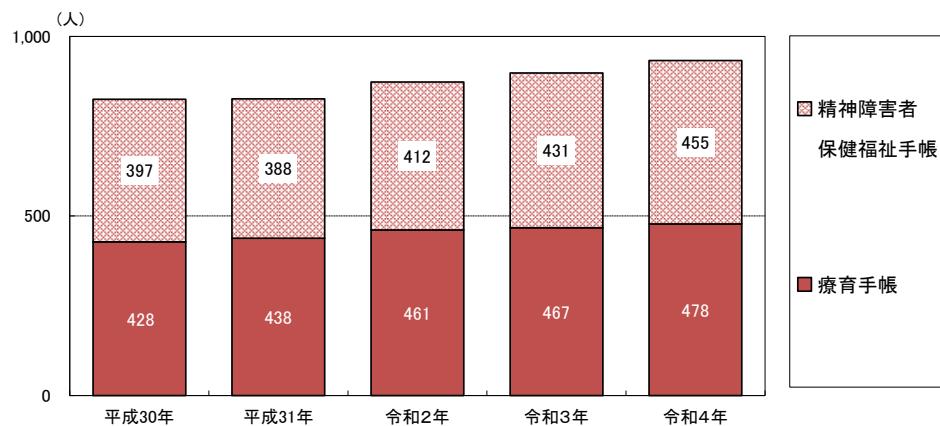
② 障害者手帳所持者数の推移

本市の療育手帳所持者は、平成30年の428人から、令和4年には478人へと増加しています。うち、令和4年の最重度(A)及び重度(A)所持者数は184人となっています。年齢別には、全体的に増加傾向にありますが、特に18歳以上での取得者が増加しています。

精神障害者手帳の所持者数は、平成30年の397人から、令和4年には455人へと増加しています。うち、最重度(1級)所持者数は48名となっています。

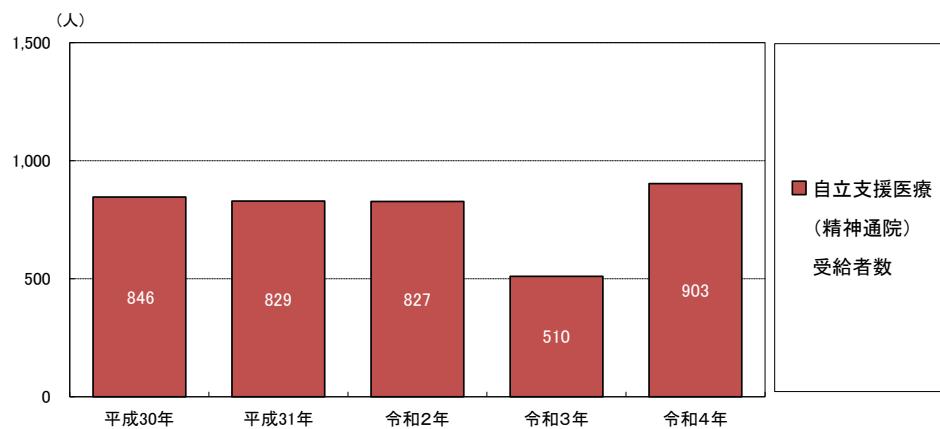
また、自立支援医療(精神通院)受給者数は、平成30年の846人から、令和4年には903人へと増加しています。

■療育手帳所持者及び精神障害者福祉手帳所持者の推移



資料：結城市の福祉（各年3月末）

■自立支援医療(精神通院)受給者数の推移



資料：結城市的福祉（各年3月末）

※令和3年度は新型コロナウイルスの影響で、前年に受給者証の有効期間を1年間自動延長する措置が取られたため、受給者証を交付された受給者の数は少なかった。

(2)成年後見制度の利用状況

本市の成年後見制度の利用件数、市長申し立ては3件程度で横ばいで推移しています。利用状況として主に認知症高齢者や障害者の方が利用しています。

親族等による後見開始の審判の申立てが期待できない判断能力が不十分な認知症高齢者や知的障害者、精神障害者に対して、市は「結城市成年後見制度利用支援事業実施要項」により、市長が申立てを行う場合の手続き等を定め、成年後見制度の利用支援に取り組んでいます。

制度利用者に関しては、増加傾向にあるものの、認知症高齢者等の支援の必要な総数と比較すると少ない現状となっています。知的障害者や精神障害者も近年増加傾向であり、家族の高齢化や親亡き後に身寄りのない障害者の増加が見込まれることから、成年後見制度の需要は一層高まると考えられます。今後、成年後見制度の需要を的確に捉え、制度未利用の認知症高齢者や意思表示が困難な障害者等の金銭管理や契約行為等が適切に行われるよう、必要な人に早期の成年後見制度の利用支援などができる仕組みの整備が必要となっています。

■本市の成年後見制度の利用状況(10月1日時点)

単位:件

	後見	保佐	補助	任意後見	合計
令和3年度	28	4	1	0	33

■成年後見制度利用支援事業(市長申立件数)の実績

単位:件

項目/年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
申し立て件数	1	3	2	4	2

■制度利用における相談支援状況

単位:件

項目/年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
成年後見制度相談件数	23	18	13	11	23
日常生活自立支援事業 相談延べ件数	7	10	6	12	2
日常生活自立支援事業 利用者実人数	5	7	8	9	10

※認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な方や日常生活に不安のある方に
対して、利用者との契約に基づき福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理等を行う制度
です。契約内容がある程度理解できることが必要になります。(社会福祉協議会が実施)

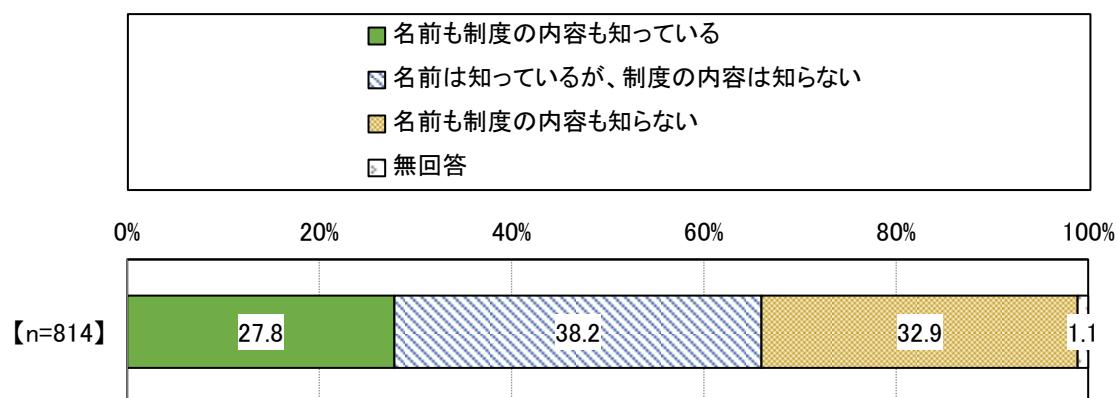
(3)アンケート調査結果

本調査は地域福祉に関するアンケート項目として、市内在住の18歳以上の市民2,500人を対象に実施しました。(調査の概要はP29参照)

① 成年後見制度の認知度

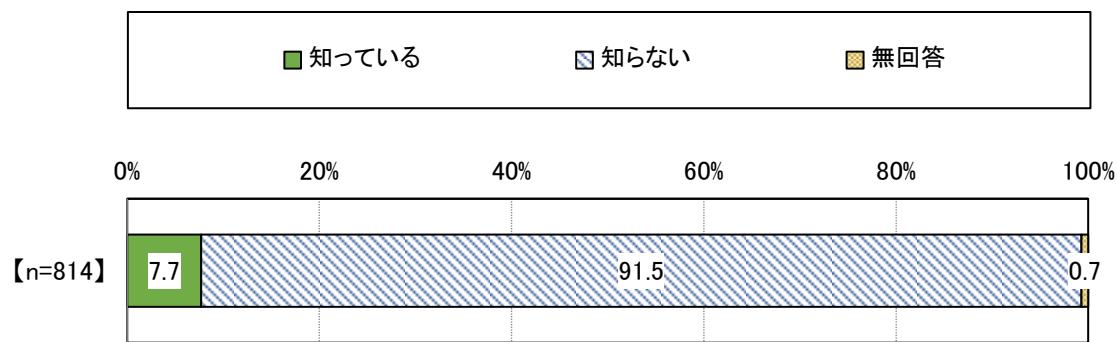
成年後見制度の認知度は、「名前は知っているが、制度の内容は知らない」が38.2%で最も多く、「名前も制度の内容も知っている」(27.8%)と合わせると66.0%となっています。

一方、「名前も制度の内容も知らない」は32.9%となっています。



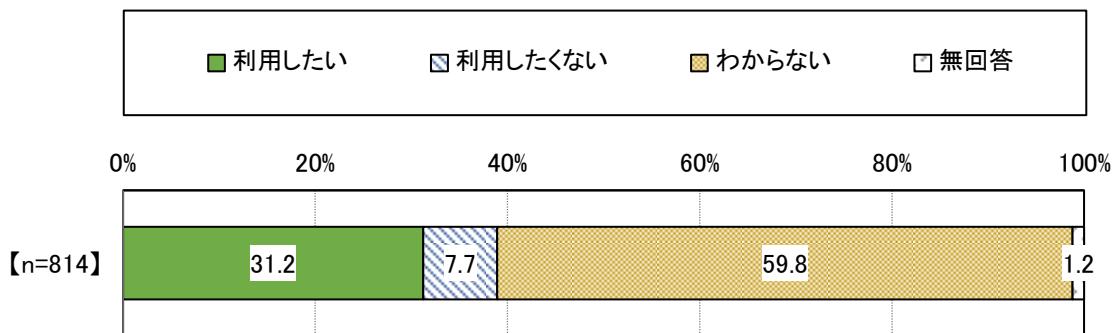
② 成年後見制度の相談窓口の認知度

成年後見制度の相談窓口の認知度は、「知っている」が7.7%で、「知らない」が91.5%となっています。



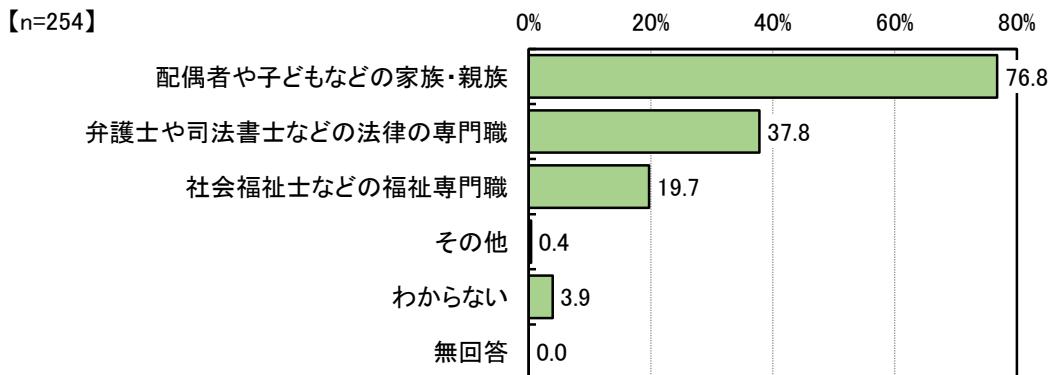
③ 成年後見制度の利用意向

成年後見制度の利用意向は、「わからない」が 59.8%で最も多くなっていますが、「利用したい」が 31.2%、「利用したくない」が 7.7%となっています。



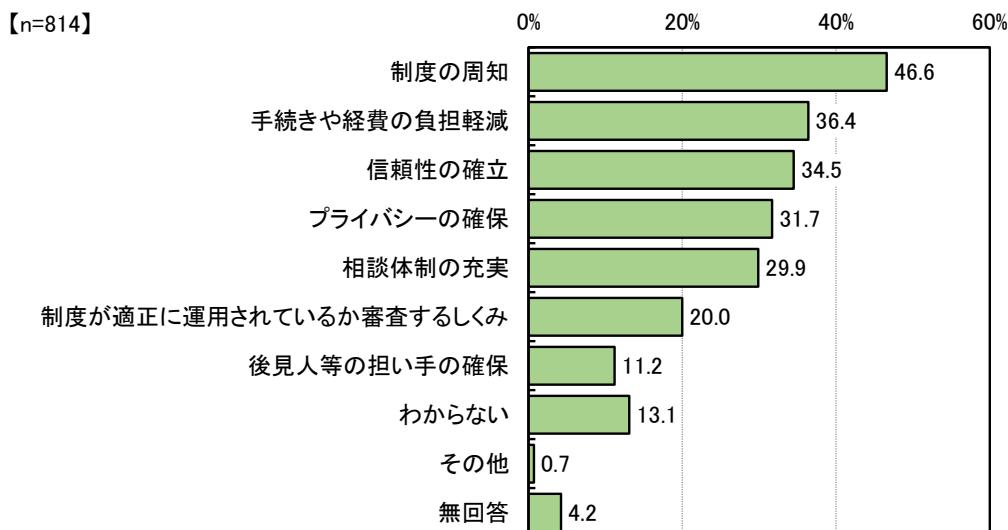
④ 財産管理や契約手続き等の担い手について

成年後見制度を利用したい場合に資産管理や契約手続き等をお願したい人については、「配偶者や子どもなどの家族・親族」が 76.8%で最も多く、次いで、「弁護士や司法書士などの法律の専門職」が 37.8%、「社会福祉士などの福祉専門職」が 19.7%などなっています。



⑤ 成年後見制度を利用しやすくするために必要なこと

成年後見制度を利用しやすくするために必要なことについては、「制度の周知」が 46.6%で最も多く、次いで、「手続きや経費の負担軽減」が 36.4%、「信頼性の確立」が 34.5%などなっています。



3 成年後見制度利用促進に向けて取り組むべき課題

(1)成年後見制度の理解の促進

本市では、成年後見制度の普及・啓発、人権啓発・人権教育や虐待防止など相互理解や権利擁護の推進に取り組んできました。しかし、市民アンケート調査における成年後見制度の認知度は内容まで知っている割合は3割にも満たしていない状況であり決して高いとは言えません。(P91 参照) 市民への情報提供の不足等による制度利用が進まないことで必要な人に支援が行きわたらぬ可能性があります。

そのため、成年後見制度を広く知ってもらい、成年後見制度の理解を促進するために、普及啓発活動事業に取り組んでいく必要があります。

(2)相談窓口の充実

成年後見制度の相談窓口の認知度において9割以上が「知らない」状況であることや、本市の相談実績の件数が年間20件程度(P85 参照)であることなど依然として利用者が少ない現状です。

相談窓口がわからないことは、成年後見制度の利用促進を妨げる要因となります。利用を希望する人、支援を必要とする人が円滑に制度を利用できるように、相談窓口の強化が必要です。

(3)早期発見・早期支援

権利擁護に関する支援の必要な人は、往々にして自らは相談やSOSをあげられないことが多いことから、成年後見制度利用促進の仕組みを強化し早期発見・早期支援をしていく必要があります。

また、早期発見・早期支援のために、関係機関と連携を強化し、様々な取組を進めていく必要があります。

認知症高齢者や精神障害者・知的障害者等、地域の中で権利擁護支援の必要な人を早期に発見するとともに、本人の意思を尊重及び本人に寄り添った適切な相談対応を行うための意思決定支援への配慮を行う必要があります。

(4)権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

成年後見制度の権利擁護支援を必要とする人が、支援につながった後も、本人や後見人等、支援者を関係機関や地域でフォローする体制を整備する必要があります。

保健・医療・福祉・司法を含めた地域連携ネットワークを構築し、関係機関と連携を図る必要があります。関係機関や関係団体が連携してチームで支援をしていくための体制づくりを進めるとともに、成年後見制度等利用開始後の被後見人及び後見人等への相談・支援を行う必要があります。

4 基本目標

成年後見制度が必要な方への利用を促進していくために、3つの基本目標を設定し、様々な取組の展開を図っていきます。

【基本目標1】権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

認知症、知的障害、精神障害等により、判断能力が不十分な方や将来の判断能力の低下に不安を抱く方のために、本人の親族や司法・医療・福祉などの専門職団体、地域の関係機関などが連携する「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」を構築し、本人及び後見人等を支援する体制を整備します。

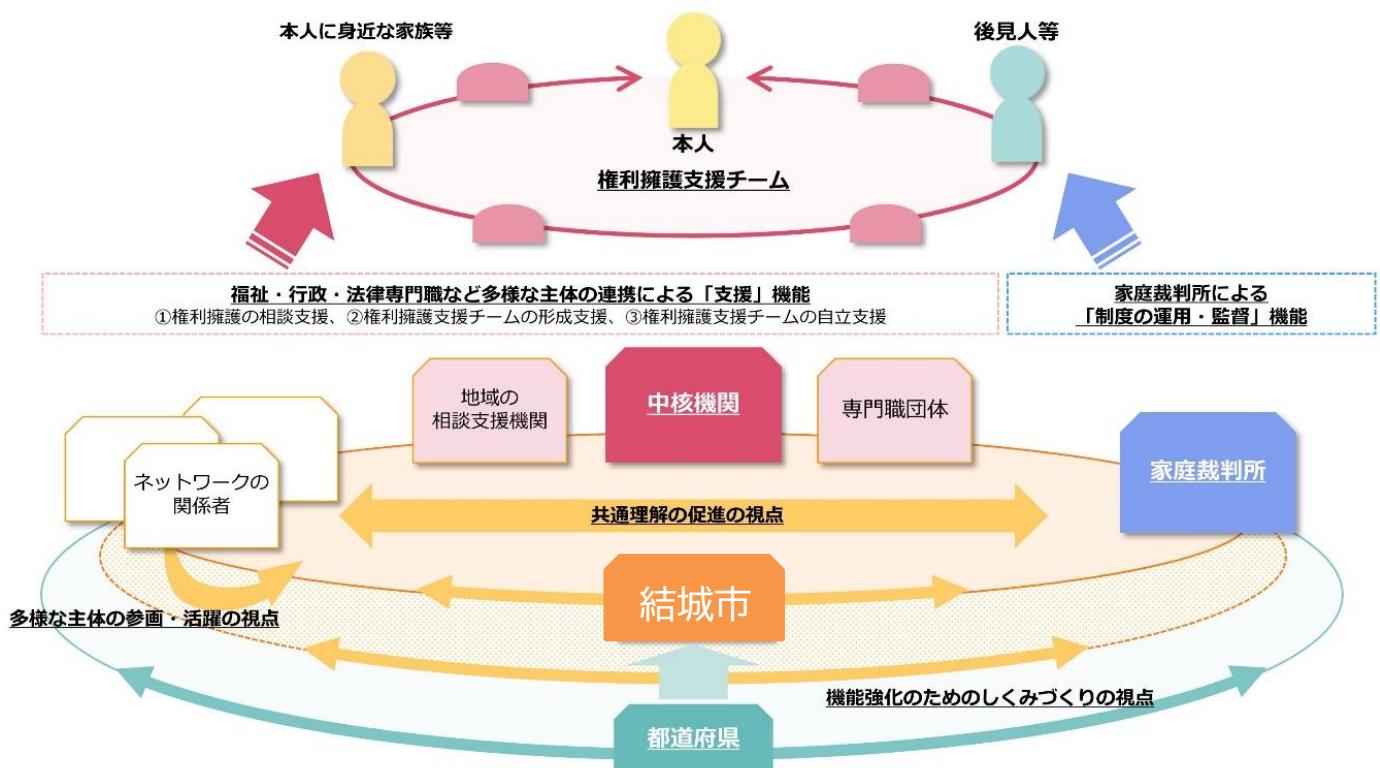
【基本目標2】成年後見制度の周知及び啓発の強化

認知症、知的障害、精神障害等で判断能力が不十分な方の財産や権利を守り、安心して成年後見制度を利用していただけるよう、広く周知を行います。

【基本目標3】相談支援機能及び利用支援体制の強化

本人や親族が安心して成年後見制度を利用できる仕組みとして、相談支援機能の強化を図るとともに、制度の利用が必要にも関わらず、本人及び親族による申立てが見込めない場合、市長申立てにつなげる等、権利擁護支援を必要とする人の早期発見・早期対応に努めます。

■権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ



5 主な取組

【基本目標1】権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

(1) 中核機関の設置

中核機関とは、地域連携ネットワークの運営の中心となり、①広報機能、②相談機能、③成年後見制度利用促進機能、④後見人支援機能を有し、成年後見制度の総合相談窓口となる機関です。

本市でも、関係機関と調整を進め、権利擁護支援・成年後見制度の利用促進を強化するため、その中心的な役割を担う中核機関を令和4年4月に設置しました。①広報機能、②相談機能から実施し、未対応の機能についても、今後計画的な整備に努めます。

これに合わせて本市は、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職に対し、地域連携ネットワークの中心的な担い手として、中核機関の円滑な業務運営に積極的な協力を依頼します。

また、家庭裁判所や関係機関と連携をしながら、制度の広報、相談、利用促進、後見人等の支援等に関する各事業を推進していきます。

(2) 地域連携ネットワークの構築

地域において権利擁護が必要な人を把握し、相談に応じ、成年後見制度の利用に結び付けるために、地域における医療・福祉・地域の関係者や法律の専門家・行政などが連携して対応する必要があります。

そのためには、関連部署や関係機関が連携した体制づくりに取り組むとともに、情報交換や情報の共有化を図る機会を設け、ネットワークの構築を進めます。

また、成年後見制度に関する専門相談への対応や、後見等の運用方針等についての家庭裁判所との情報交換・調整等に対応できるよう、法律・福祉の専門職団体や関係機関が支援できる体制を整えていきます。

本市では、中核機関が中心となり、各専門職団体及び医療、福祉関係者が定期的に集まる成年後見制度利用促進協議会を組織し、制度の利用のしづらさ等、地域課題の検討・調整・解決に向けた協議をします。また、権利擁護支援を必要とする人をチームで支援をしていくための体制づくりを進めるとともに、成年後見制度等利用開始後の被後見人及び後見人等への相談・支援にも取組みます。

【基本目標2】成年後見制度の周知及び啓発の強化

(1)制度の広報・普及

市民への広報・ホームページへの掲載やパンフレットの配布に加え、出前講座や講演会等を開催し、成年後見制度について広く市民等に正しく周知し利用促進を図ります。また、高齢者や障害者に携わる関係者を対象とした研修会を開催し、成年後見制度に関する理解を深めます。

【基本目標3】相談支援機能及び利用支援体制の強化

(1)相談・支援体制の強化

市民からの一般的な成年後見制度・仕組みに関する相談や申立て手続き等については、居宅介護支援事業所、障害者相談支援事業所、地域包括支援センター、障害者基幹相談支援センターなどの相談支援機関を通じ、本市が中心となり対応します。

成年後見制度の利用に関する相談ができる体制づくりに取組、既存の支援機関や協議会、地域ケア会議等の機能を活用しながら早期の段階からの相談・支援体制を整えます。

また、成年後見制度を利用することが有効にもかかわらず、家族関係・煩雑な手続きや費用負担等の理由から本人や支援者が利用しづらさを感じており、適切に制度利用ができていないため、本市では、市長による申立て手続き、利用費用負担の補助等を活用し、成年後見制度の利用促進に努めます。

6 成年後見制度利用促進のための成果指標

	現状値(令和3年)	目標値(令和9年)
成年後見制度の認知度(内容も知っている割合)	27.8%	35%
成年後見制度を利用したい割合	31.2%	40%
結城市における成年後見制度の利用件数	33人	増加

第6章

計画の推進に向けて

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

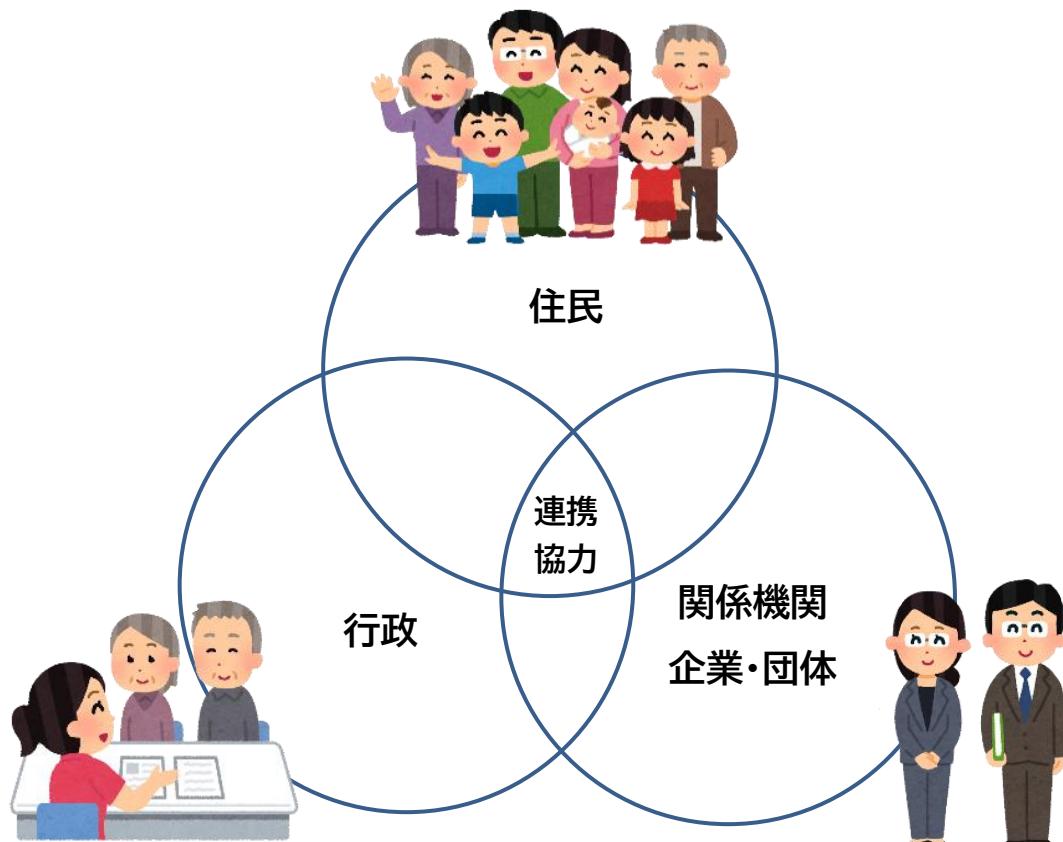
(1) 地域住民、関係機関・団体等との連携

市民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員となり、地域の支えあい、助けあいの担い手の一員であることの自覚を持つことが大切です。

今後は地域福祉の担い手として、地域で起こる問題を「我が事」として捉えながら地域の中で解決するためには何ができるかを考え、実際の行動に移していくことが期待されています。

また、計画の策定に参加した関係機関・団体をはじめ、企業、そして市と社会福祉協議会は、地域住民による主体的な活動を様々な面で支援する必要があります。

計画の推進にあたっては、地域住民や関係機関・団体、企業、社会福祉協議会、市等それぞれが、具体的にできることは何かをまずは話しあい、できることから着実に実践します。



(2)市の関係課の連携、市と社会福祉協議会の連携

今後の地域福祉の推進にあたっては、地域共生社会の実現のために、保健・医療・介護・福祉を担当する関係課相互の連携・協力とともに、教育やまちづくり、防災・防犯等を担当する関係課と、積極的に連携・協力しながら事業を展開します。

また、市と社会福祉協議会が協働して、地域住民が福祉活動に参加するための支援を行い、関係団体等が身近な地域での支えあい活動を推進します。

(3)地域の福祉活動の財源の確保

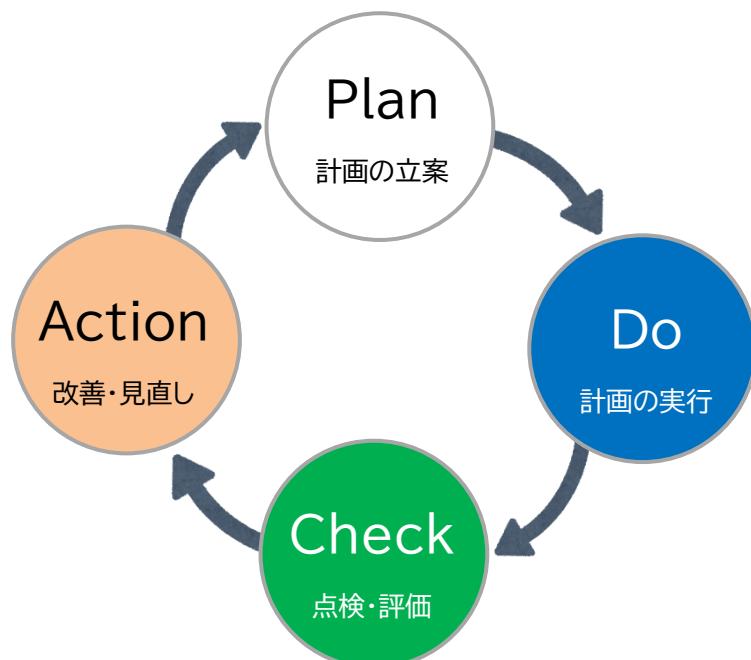
地域でスムーズに福祉活動ができるよう、各種基金や民間資金を活用しやすいようにするとともに、公的な財源に加え、共同募金や歳末助けあいなどの善意による寄付の意識を高めるとともに、クラウドファンディングなど新たな財源確保に取り組みます。

また、ふるさと納税による基金の地域福祉への充当については、関係各課と協力して、地域福祉のどのような活動や施策に基金を活用できるか研究・検討を行っていきます。

2 進行管理

本計画の進捗状況の管理・評価については、計画を立て(Plan)、実行(Do)、その進捗状況を定期的に点検・評価した上で(Check)、その後の取組を改善する(Action)、一連のPDCAサイクルの構築に努めます。

本計画に定める成果目標及び施策の進捗状況については、定期的にその実績を把握し、関連施策の動向も踏まえながら分析・評価をし、改善・見直しを行います。また、計画の進捗状況の評価は、推進委員会を毎年度開催し、評価を実施します。



3 目標値の設定

本計画では、計画の進捗状況や達成度を的確に把握し、評価するため、第4章に掲載した主な取組について目標値は以下の通り設定しました。

■目標指標

	指標の内容	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)	担当部署
1	市内中高生の登録ボランティア数	50人	100人	生涯学習課
2	ノーマライゼーション理念の普及啓発のための研修会・学習会の開催	2回	2回	社会福祉課
3	近所付き合いを困ったときに助けあう関係にしたい割合(アンケート)	49.1%	60.0%	介護福祉課
4	民生委員児童委員活動充実のための研修の実施	8回	8回	社会福祉課
5	各種ボランティアの育成及び活動支援	実施	実施	保健福祉部
6	ホームページやSNS、広報等を活用した相談窓口の周知	実施	実施	保健福祉部
7	包括的な相談支援体制の整備	－	実施	保健福祉部
8	地域福祉相談支援包括化推進員の配置	－	配置	介護福祉課
9	市ホームページへ福祉事業をまとめたページの開設	－	開設	保健福祉部
10	支援プランに基づいた社会参加支援	－	実施	保健福祉部

	指標の内容	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)	担当部署
11	アウトリーチを通じ支援プランに基づいた継続的支援	—	実施	保健福祉部
12	福祉専門職が参画した避難行動要支援者個別計画の作成	—	作成済	社会福祉課
13	福祉部局と防災担当部局の連携会議	—	2回	社会福祉課
14	防犯ボランティア団体数	11団体	14団体	防災安全課
15	世代や属性を超えた地域づくり	—	実施	保健福祉部
16	見守り協定連携強化会議開催数	—	1回	社会福祉課
17	協議体から創出されるサロン数	—	3ヶ所	介護福祉課
18	子ども地域連携会議の開催	1回	2回	子ども福祉課
19	ゲートキーパー養成数	703人	900人	社会福祉課

資料編

資料編

1 結城市地域福祉計画推進委員会設置要項

(設置)

第1条 結城市地域福祉計画(以下「計画」という。)を推進するため、結城市地域福祉計画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(業務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するために次の業務を行う。

- (1)計画策定及び見直しに関すること。
- (2)計画の推進に関すること。
- (3)計画の理念の普及及び啓発に関すること。
- (4)その他目的達成のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者の中から、市長が委嘱又は任命する。

- (1)学識経験者
- (2)関係団体代表
- (3)関係行政機関代表
- (4)公募による市民
- (5)その他市長が必要と認める機関代表

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員の再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会には、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

(ワーキングチーム)

第7条 結城市地域福祉計画の策定及び推進に関する基礎的作業を円滑に進めるため、結城市地域福祉推進ワーキングチーム(以下「チーム」という。)を設置する。

2 チームの設置及び運営に関する事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この告示は、平成22年11月25日から施行する。

付 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

2 結城市地域福祉計画推進委員会推進委員名簿

任期 令和3年4月1日～令和5年3月31日

番号	要項第3条 による区分	所属する団体名	委員氏名
1	関係団体代表	社会福祉協議会	塩森 茂郎
2	関係団体代表	民生委員児童委員協議会	渡邊 恵一
3	関係団体代表	自治協力員連合会	間井田 修
4	関係団体代表	ボランティア連絡協議会	鈴木 勇
5	関係団体代表	子ども会育成連合会	百目鬼 正義
6	関係団体代表	老人クラブ連合会	坂本 實
7	関係団体代表	身体障害者福祉団体連合会	落合 祥司
8	関係団体代表	心身障害児(者)父母の会	菅谷 久美子
9	関係団体代表	筑西地方家族会	藤山 豊子
10	関係団体代表	ゆうき女性会議	湯本 和子
11	関係行政機関	茨城県県西県民センター地域福祉室	松浦 光生
12	公募	一般公募	氏家 秋子
13	公募	一般公募	松浦 友子

3 結城市地域福祉計画ワーキングチーム委員名簿

任期 令和4年4月1日～令和5年3月31日

	課 名	氏名
1	秘書課	高橋 恒子
2	企画政策課	福井 恵一
3	まちづくり協働課	森 早苗
4	防災安全課	海老澤 聰
5	社会福祉課	○白石 勝巳
6	子ども福祉課	○石塚 真由美
7	介護福祉課	○宇都木 由紀子
8	健康増進課	○谷嶽 敦子
9	生涯学習課	石田 好一
10	指導課	弦巻 文男
11	社会福祉協議会	藤貫 友裕

○はワーキングコアチームの委員

4 用語解説

あ行

アウトリーチ

支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセス。

NPO

Non Profit Organizationの略で、民間の非営利団体のこと。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を配分することを目的としない団体の総称。

インクルーシブ教育

障害のある人と障害のない人が共に教育を受ける仕組み。

運動普及推進員

地域の中で、運動普及活動を行い、市民の健康づくりを推進することを目的とした市民ボランティア。

オレンジカフェ(認知症カフェ)

認知症の人やその家族、地域住民や専門職など誰でも参加でき、お茶を飲みながらレクリエーションや情報交換、当事者間の交流、専門職への相談が行える集いの場。

か行

介護支援専門員

介護保険制度で、要介護者又は要支援者からの相談に応じるとともに、要支援・要介護認定者がその心身の状況等に応じ適切なサービスを利用できるよう、市町村、介護サービス事業所などとの連絡調整等を行う人のこと。

介護予防サポーター

高齢者の介護予防支援を目的に、地域で介護予防活動を推進するボランティア。

協議体

生活支援や介護予防に関する支援の体制整備に向け、多様な主体による定期的な情報共有及び連携・協働による取り組みを話し合う場。

協働

市民、企業及び行政をはじめとした様々な主体が、それぞれの特性や強みを活かして、お互いを尊重しながら対等なパートナーとなり、地域における課題を自主的に解決するため協力して取り組んでいくこと。

ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。

権利擁護

自己の権利やニーズを示すことが困難な高齢者や障害者などの権利を守るために、その擁護者等が支援すること。

子育て世代包括支援センター

母子保健法に基づき市町村が設置するもので、保健師等の専門スタッフが妊娠・出産・育児に関する様々な相談に対応し、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療福祉の関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供すること。

子育て支援センター(地域子育て支援拠点事業)

地域の子育て中の親子の交流の促進や育児相談等を行う事業。

コミュニティ

ある一定の地域に住む人々から成る共通の生活様式をもつ社会集団のこと。

コミュニティソーシャルワーク

地域で困っている人を支援するために、地域の人材や制度、サービス、住民の援助などを組み合わせたり、新しい仕組みづくりのための調整やコーディネートを行ったりする役割のこと。

さ行

社会福祉協議会

社会福祉協議会は、市区町村、都道府県及び中央(全国社会福祉協議会)の各段階に組織されている。一定の地域社会において住民が主体となり、社会福祉、保健衛生その他生活の改善向上に関連のある公私関係者の参加、協力を得て、地域の実情に応じ住民の福祉を増進することを目的とする民間の自主的組織。

障害者基幹相談支援センター

障がいがある方やその家族等からの相談に応じて、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用、ピアカウンセリング、権利擁護のために必要な援助、専門機関等の情報提供などを行うことにより、地域における生活を支援する場。

重層的支援会議

多機関協働事業において実施し、関係機関間の連携やプランの適切さ、支援の終結、資源の把握や創出等について検討するための会議。

重層的支援体制整備事業

市町村における既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくり支援を一体的に実施すること。

食生活改善推進員

「私達の健康は、私たちの手で」をスローガンに食を通じて市民の健康づくりを推進することを目的とした市民ボランティア。

自立支援協議会

地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行う会議。

シルバー人材センター

社会参加や生きがいづくりを希望する働く意思のある高齢者を対象に、短期的な就業や一般労働者派遣等の機会を組織的に提供する公益社団法人のこと。

シルバーリハビリ体操指導士

地域において介護予防のための、シルバーリハビリ体操を普及させるボランティア活動実践者であり、指導者。

スクールソーシャルワーカー

教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者で、問題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていく人材のこと。

生活支援体制整備事業

「生活支援コーディネーター」と「協議体」を設置し、「生活支援コーディネーター」が「協議体」のネットワークを生かしながら、地域の互助を高め、住民主体のサービスが活性化されるよう、地域全体で生活上、困りごとを抱えた高齢者の方及び地域の方の生活を支える体制を作る事業。

成年後見制度

認知症高齢者や知的障害者など、判断能力が十分でない人を保護する制度であり、成年後見人による生活、身上監護や財産の管理など、その諸権利を守り、社会的に支援すること。

セルフネグレクト

生活環境や栄養状態が悪化しているのに、それを改善しようという気力を失い、周囲に助けを求める状態のこと。

ソーシャルインクルージョン

社会的に全体を包み込むこと、誰も排除されず、全員が社会に参画する機会を持つこと。

相談支援包括化推進員

相談者等が抱える課題の把握、各相談支援機関等で実施すべき支援の基本的な方向性等に関するプランの作成、相談支援機関等との連絡調整、相談支援機関等による支援内容等に関する指導・助言等の業務する人。

た行

ダブルケア

子育てと親や親族の介護を同時に担う状態。

多機関の協働による包括的支援体制整備事業

複雑かつ複合的な課題を抱える制度の狭間の対象者に対して、対象者別の縦割りの相談支援体制では困難であることから、各相談支援機関の横断的な連携体制を構築するとともに、各相談支援機関をつなぐ相談支援包括化推進員を1名配置し、対象の世帯に対する包括的な支援を実施すること。

多機関協働事業

既存の相談支援機関の専門職への助言・支援を行い、単独の相談支援機関では対応が困難な事例の調整役を行う。支援関係者がチームを形成して、重層的支援会議等で情報共有や役割分担、支援の方向性の整理を行い、包括的な支援体制を構築できるよう支援すること。

地域共生社会

制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できる、医療、介護、住まい、生活支援、介護予防が切れ目なく提供される体制。

地域包括支援センター

地域で暮らす高齢者やその家族の介護・福祉・保健・医療等に関する様々な相談を受け、支援を行う総合相談機関。

DV(ドメスティック・バイオレンス)

配偶者やパートナーからの身体的、精神的、経済的、性的暴力のこと。

な行**日常生活圏域**

身近な地域を「日常生活圏域」として設定し、その中で福祉サービスを提供していくとするもの。

日常生活自立支援事業

利用者本人が社会福祉協議会と契約を結び、福祉サービスの利用援助(情報提供、助言、手続きの援助など)や日常的な金銭管理などのサービスを受けることができる制度のこと。「成年後見制度」の補完的な性格を持つ。

認知症サポーター

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人。

農福連携

障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組。

ノーマライゼーション

障害のある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活を送れるような条件を整えるべきであり、障害のある人もない人も共に生きる社会こそノーマルな社会である、という理念のこと。

は行

徘徊高齢者等SOSネットワーク

市内に住む日常的に徘徊するおそれがある認知症高齢者等が行方不明になった場合に市、警察署、消防署、協力事業所や協力者と連携し、早期に発見し、保護するためのネットワーク。

ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図のこと。

8050問題

80代の親が、自宅にひきこもる50代の子どもの生活を支え、経済的にも精神的にも行き詰まってしまう状態のこと。

バリアフリー

高齢者や障害者が社会生活を送るうえで、生活の支障となる物理的な障害や精神的障害を取り除いた状態。道路の段差を解消したり、階段をなくしたり、階段のかわりにスロープを設置したりする等があげられる。

避難行動要支援

高齢者や障害者など、災害時の避難行動や避難所などでの生活が困難な人のこと。

訪問型家庭教育支援

学びの場や相談の場などに出向くことが難しい家庭を訪問して支援を届け、保護者への支援を通じて子どもの育ちを支えるアウトリーチ型の家庭教育支援活動。

ボランティア

自発的、主体的に社会貢献活動を行う個人のこと。

ま行

民生委員児童委員

厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人々のこと。児童福祉法による児童委員も兼ねている。

や行

ヤングケアラー

ケアラーとは、高齢、身体上又は精神上の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する方で、そのうち18歳未満の方がヤングケアラーとされている。

要配慮者

災害対策基本法の規定により「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」と定義。

第4期 ゆうきの地域福祉計画 令和5年3月

発行・編集 結城市 保健福祉部 社会福祉課

〒307-8501

茨城県結城市中央町二丁目 3 番地

TEL 0296-32-1111 FAX 0296-33-6628

URL <https://www.city.yuki.lg.jp/>

